

2022年度（令和4年度）

こころの健康センター所報

（第34号）

群馬県こころの健康センター

はじめに

このたび、群馬県こころの健康センターの令和4年度事業の取り組みにつきまして、所報を作成しましたのでお届けします。

この「はじめに」を執筆している現在は、令和5年の7月であり、まとめられる所報は前年度分です。その時間のズレを「はじめに」の内容では少し穴埋めしながら皆様に伝えたいと思います。世間での大きな話題としては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが令和5年5月8日より2類から5類に移行したことがあります。当然のことながら5類移行後もコロナ感染症は消退したわけではなく「第9波が来ている」との話も見られます。しかし5類に移行したことによる行政的関与やメディアの報道量の急減で、コロナ禍の終焉と実感されるところです。

精神保健医療福祉領域では、①令和4年9月9日、国連・障害者権利委員会は、8月22・23日に実施した日本政府への審査を踏まえて、政策の改善点についての勧告を発表 ②令和4年12月16日に改正精神保健福祉法が公布 ③令和5年2月25日NHKのETV特集「ルポ 死亡退院 ～精神医療・闇の実態～」を契機に滝山病院事件が大きなニュースとして取り上げられている 以上の3点が重要なトピックとして挙げられるでしょう。

これらの事象も含めこれまでの日本での精神保健医療福祉領域で一貫して言えることは、その内容の善し悪しは別として、医療が突出して先行しており、福祉がようやく後追いついて、精神保健は後塵を拝していることです。精神保健医療福祉に携わる我々がようやくその点を意識化し、新たな認識と制度設計に着手し始めた状況にあるのではないかと感じます。この点は昨年度の所報でも掲載した「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」に如実に現れています。精神保健が医療、福祉に深く関与していくことが最も重要なことでそれにより精神保健医療福祉の領域のパラダイムシフトは可能と考えられます。

私見では、今の精神保健領域の最重要キーワードは「相談」と考えます。厚労省は様々な事業で「生きづらさを抱える人たち」に対する支援者の養成に血道を上げるほどに取り組んでいます。ゲートキーパー、こころのサポーター、精神保健福祉相談員の見直し、入院者訪問支援員の養成、退院後生活環境相談員等々、どれがどれやら分からないほどに支援者を養成しようとしています。それらは当然、県、市町村に及んでくることであり自治体行政は大変です。ただ私自身はそれらのメッセージは「プレホスピタル段階より保健がしっかりすること、また地域住民一人一人の意識改革」とも思えます。

いずれにせよ精神保健医療福祉のパラダイムシフトのためには、県・圏域・市町村の行政組織の重層的協力や官民一体の協働は欠かせません。当事者、家族、地域、多くの支援組織等への連携と支援を更に強化し、群馬県こころの健康センターが皆様のエンパワメント・センターと成れるように努力してまいります。何卒引き続きよろしく願いいたします。

令和5年7月

群馬県こころの健康センター所長 佐藤浩司

目 次

I 事業トピックス	
1 ひきこもり支援における関係機関との連携構築に向けた取り組み	2
II 概 要	
1 沿革.....	4
2 所在地と施設概要.....	5
3 組織.....	6
4 職員内訳.....	7
III 実施状況	
第1 精神保健福祉センター業務	
1 教育研修.....	10
2 技術指導及び技術援助.....	11
3 広報普及活動.....	12
4 こころの県民講座.....	14
5 精神保健福祉相談.....	15
6 アルコール・薬物・ギャンブル関連問題事業.....	24
7 思春期相談.....	29
8 自殺対策事業.....	30
9 ひきこもり支援センター事業.....	35
10 精神障害者保健福祉手帳.....	41
11 自立支援医療費(精神通院医療).....	41
12 精神医療審査会.....	42
13 関係機関との連携.....	45
第2 精神科救急情報センター業務	
1 精神科救急情報センターの活動.....	47
2 精神科救急情報センターの体制.....	47
3 精神科救急情報センターの主な業務.....	47
4 精神科救急情報センター業務の実績.....	48
5 措置入院者の退院後支援.....	56
IV 学会発表・調査研究	
1 学会発表等.....	59
V 実習・視察	
1 実習及び視察等一覧.....	61
VI 公表資料・印刷物	
1 公表資料・印刷物一覧.....	63

I 事業トピックス

ひきこもり支援における関係機関との連携構築に向けた取り組み

1 ひきこもりサポーターズ・ミーティング立ち上げの経緯

群馬県こころの健康センターでは、平成 16 年度からひきこもり相談を開始し、平成 26 年 6 月には「ひきこもり支援センター」を設置しています。これまで、ひきこもり支援の拠点として、幅広い年齢層の様々な背景を持つ相談者に対し、適切な支援につなぐ仕組みを構築するために、多くの支援者との有機的な連携を積み重ねているところです。

しかし、コロナ禍において、支援者同士の顔を合わせる機会が激減し、円滑な連携が困難になりました。そのような中、関係機関から連携を望む声が寄せられたことや、オンライン会議が実施できる環境が整備されたことを機に、令和 3 年 12 月から支援者同士の情報交換を目的とした「ひきこもりサポーターズ・ミーティング（以下、「サポミ）」を試行的に開始しました。

2 サポミの概要

サポミは「ゆるく、気楽に。」という理念を大切にしており、Zoom を活用し、偶数月に 1 時間程度実施しています。開始当初の参加は 7 機関でしたが、令和 4 年度末時点では 15 機関（県、市町村、社協、民間団体等）となりました。形式的な開催通知は作成せず、メールのベタ打ちで簡潔に案内し、当日出席可能な機関のみ緩く参加しています。ミーティング内で話し合う内容は、毎回参加者から募集し、個人情報に留意して自由に情報交換をしています。堅苦しくなく、フランクな状態で参加しやすい雰囲気を心がけています。

3 サポミを開催して

参加者の意見を知るために、R4 年 12 月にアンケート調査を実施しました。実施方法や開催頻度など実施形態・体制については、8 割以上が満足度 5 段階中 4～5 と回答しており、現時点での満足度は高かったです。

意見や感想では、「ケース検討で参加者からのアドバイスや励ましを受けて気持ちが楽になった、心強かった」という感想がありました。他にも、「サポミで知り合った他機関に、後日個別に相談し、繋がることができた」という声があり、支援者同士が顔見知りとなり、連携するのに役立ったと思われます。

気軽に参加・発信できる継続的な機会を設営したことによって、参加者同士のフラットな関係性が作り出され、自然と参加者同士がお互いを支え合う形に発展していると思われます。

今後のひきこもりの支援の充実には、多くの機関との有機的な連携が必要不可欠です。当センターとしては、サポミを発展させて、県全体のさらなる連携の強化と各地域が主体的に顔の見える関係づくりができるよう、多くの支援者をエンパワメントしながら事業を展開していきたいと考えています。

II 概 要

1 沿革

昭和 60 年 10 月 11 日	「群馬県精神衛生センターの設置及び管理に関する条例」制定
昭和 60 年 12 月 10 日	群馬県精神衛生センター竣工
昭和 60 年 12 月 17 日	「群馬県精神衛生センターの設置及び管理に関する条例施行規則」制定
昭和 61 年 1 月 1 日	群馬県精神衛生センター開設
昭和 63 年 7 月 1 日	群馬県精神保健センターに改称
平成 2 年 11 月 5 日	こころの電話相談開始
平成 3 年 4 月 1 日	アルコール来所相談開始
平成 7 年 10 月 17 日	群馬県精神保健福祉センターに改称
平成 11 年 4 月 1 日	思春期来所相談開始
平成 12 年 4 月 1 日	薬物依存来所相談開始
平成 13 年 4 月 1 日	群馬県精神科救急情報センターを設置
平成 14 年 4 月 1 日	群馬県こころの健康センターに改称
平成 14 年 4 月 1 日	メール相談開始
平成 14 年 4 月 1 日	精神保健福祉法の改正により精神医療審査会事務が移管
平成 14 年 10 月 1 日	高次脳機能障害来所相談開始（平成 29 年度末まで）
平成 16 年 1 月 1 日	群馬県精神科救急情報センターを規則により設置
平成 16 年 4 月 1 日	群馬県精神科救急情報センターが本格的に稼働
平成 16 年 4 月 1 日	ひきこもり相談開始
平成 17 年 4 月 1 日	組織改正により群馬県こころの健康センターと群馬県精神科救急情報センターを一体化
平成 18 年 10 月 1 日	若年認知症来所相談開始（平成 29 年度末まで）
平成 20 年 1 月 11 日	自死遺族来所相談開始
平成 20 年 3 月 14 日	自死遺族交流会開始
平成 22 年 2 月 1 日	こころの緊急支援事業（CRP）試行開始
平成 22 年 9 月 30 日	会議室（別棟）竣工
平成 22 年 10 月 1 日	こころの緊急支援事業（CRP）開始
平成 26 年 6 月 1 日	ひきこもり支援センター開設
平成 29 年 4 月 1 日	自殺対策推進センター開設
平成 31 年 4 月 1 日	依存症相談拠点機関指定

2 所在地と施設概要

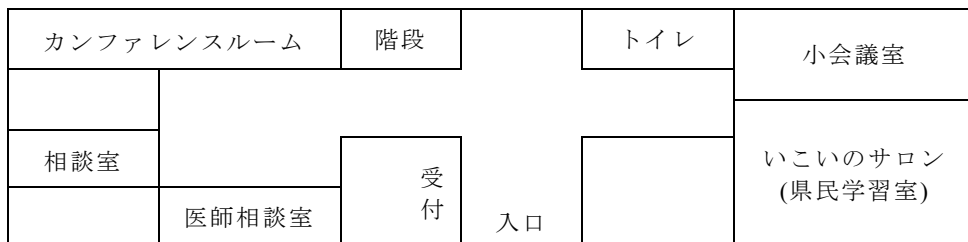
- (1) 所在地 〒379-2166 前橋市野中町368
- (2) 電話等 代表電話 027-263-1166
電話相談専用 027-263-1156
FAX 027-261-9912
- (3) ホームページ <http://www.pref.gunma.jp>
- (4) e-mail kokoro@pref.gunma.lg.jp
- (5) 敷地面積 3,454 m²
- (6) 建築面積 延べ970.90 m²
(1階553.26 m²、2階314.03 m²、会議室(別棟)103.61 m²)
- (7) 構造 鉄筋コンクリート造2階建、軽量鉄骨造1階建(会議室(別棟))



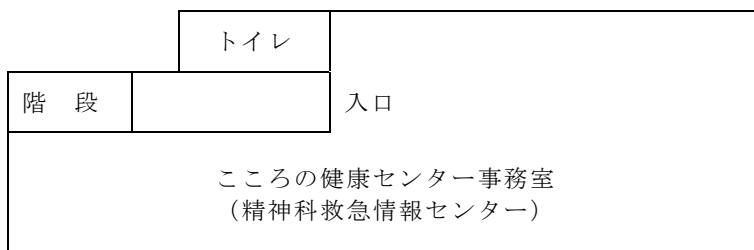
建物写真

(8) 平面図

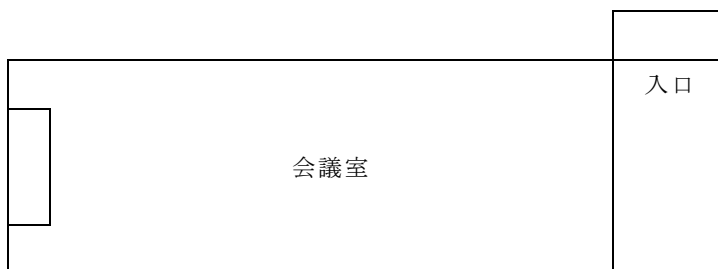
1階



2階



別棟



3 組 織

業務の特性に応じ、次の6係で事業を推進した。

なお、救急移送業務については、全職員体制で実施した。

所長	—	精神保健主監	—	次長	—	総務審査係	5人	(2人)
1人		1人		2人		救急支援係	7人	(2人)
						手帳・自立支援係	8人	(3人)
						企画研修係	9人	(3人)
						相談援助第一係	11人	(6人)
						相談援助第二係	10人	(6人)
						合計 (役職者含む)	54人	(22人)

注1 人数は令和5年3月31日現在

注2 ()内は非常勤職員で内数

4 職員内訳

令和5年3月31日現在（単位：人）

係名	職名	職種	常勤	会計年度 任用職員	兼務	計	備考 ()は、会計年度任用職員で内数	
所属長	所長	精神科医師	1			1		
	主監	事務	1			1		
次長	次長	事務	1			1		
	次長	保健師	1			1		
総務審査係	係長	事務	1			1	事務 3 看護師 2(2)	
	主幹	事務	1			1		
	主事	事務	1			1		
	会年職	看護師		2		2		
	計		3	2	0	5		
救急支援係	係長	保健師	1			1	事務 3 医師 1 保健師 1 看護師 2(2)	
	医長	精神科医師	1			1		
	主幹	事務	1			1		
	主任	事務	1			1		
	主事	事務	1			1		
	会年職	看護師		2		2		
	計		5	2	0	7		
手帳・ 自立支援係	係長	事務	1			1	事務 7(3) 医師 1	
	部長	精神科医師	1			1		
	主幹	事務	2			2		
	主任	事務	1			1		
	会年職	事務		3		3		
	計		5	3	0	8		
企画研修係	係長	事務	1			1	事務 2 保健師 5(1) 看護師 1(1) 精神保健福祉士 1(1)	
	副主幹	事務	1			1		
	主任	保健師	1			1		
	技師	保健師	3			3		
	会計年度 任用職員	保健師			1			1
		看護師			1			1
		精神保健福祉			1			1
	計		6	3	0	9		

名	職名	職種	常勤	会計年度 任用職員	兼務	計	備考 ()は、会計年度任用職員で内数	
相談援助 第一係	技師	精神科医師			2	2	医師 3(1) 保健師 3 看護師 1 心理 4(3)	
	技師長(係長)	保健師	1			1		
	主幹	看護師	1			1		
	主任	心理	1			1		
	技師	保健師	2			2		
	会計年度 任用職員	精神科医師			1			1
		心理			3			3
	計		5	4	2	11		
相談援助 第二係	係長	保健師	1			1	医師 4(3) 保健師 3 心理 2(2) 精神保健福祉士 1(1)	
	技師長	精神科医師	1			1		
	技師	保健師	2			2		
	会計年度 任用職員	精神科医師			3			3
		心理			2			2
		精神保健福祉			1			1
		計		4	6	0		10
合計	精神科医師		4	4	2	10		
	事務		14	3		17		
	保健師		12	1		13		
	看護師		1	5		6		
	心理		1	5		6		
	精神保健福祉		0	2		2		
	合計		32	20	2	54		

Ⅲ 実施状況

第 1 精神保健福祉センター業務

1 教育研修

(1) 事業の目的

精神保健福祉行政を円滑に推進するため、精神保健福祉業務に従事する市町村、保健福祉事務所及び関係施設の職員等を対象に、資質や技術の向上を目的に基礎研修や専門研修等を実施した。

(2) 事業の実績

1) 精神保健福祉初任者研修

対 象	日 程	内 容・講師等	出席者
新任の精神保健福祉担当者（市町村、保健福祉事務所、精神障害者福祉サービス事業者等の精神保健福祉業務に従事する新任（着任概ね3年以内）の職員）	R4 5/31 (火) ～ 6/30 (木)	① 精神保健医療福祉総論 こころの健康センター職員（医師） ② 精神疾患の理解を深める こころの健康センター職員（医師） ③精神障害者家族への理解について 群馬県精神障害者家族会連合会（会長） ④精神科病院の入院治療と退院後支援の枠組み 県立精神医療センター職員（精神保健福祉士） ⑤地域移行支援と地域定着支援の実際 （社福）アルカディア 相談支援専門員 ⑥精神障害者のエンパワメント （社福）明清会 相談支援事業所 相談支援専門員 ⑦当事者からのメッセージ 精神障害当事者（ピアサポーター） 開催方法 オンライン開催（動画配信）	177人

2) 精神保健福祉専門研修（電話相談員研修会）

対 象	日 程	内 容・講師・会場等	出席者
県内の相談機関で電話相談に従事する者	第1回 R5 2/1 (水)	講義・演習・グループワーク 「電話相談の基本と困難対応ケースへの対応～自殺を防ぐためにできること～」 講師 NPO法人メンタルケア協議会	第1回 40人
	第2回 R5 2/22 (水)	理事 西村 由紀 氏 会場 健康づくり財団大会議室	第2回 37人

2 技術指導及び技術援助

(1) 事業の目的

地域精神保健福祉活動を推進するため、精神保健福祉の専門的中枢機関として、各種関係機関に対して技術指導及び技術援助を行っている。

(2) 事業の実績（※印は県「出前なんでも講座」として実施）

No	実施日	事業内容	主催者	対象者	出席者	対応職種及び人数
1	R4 6/1	ひきこもりについて※	玉村町健康福祉課	一般参加者	20	保健師 1
2	6/4	家族相談会研修会（相談技術）	群馬県精神障害者家族会連合会	家族相談員	8	保健師 2
3	6/7	精神保健福祉に関する現状	群馬県警察本部広報聴課	警察官	17	医師 1
4	6/16	ひきこもりについて※	甘楽・富岡学校保健会	養護教諭	60	保健師 1
5	6/21	ゲートキーパー研修	群馬県助産師会	相談員、助産師会会員	17	保健師 2
6	6/22	ひきこもりを学ぶ	邑楽郡民生委員児童委員協議会	民生委員、児童委員	175	保健師 1
7	6/25	電話相談員研修（自殺予防）	チャイルドラインぐんま	電話相談員	21	医師 1 保健師 1
8	6/30	ゲートキーパー研修※	群馬県立渋川青翠高校	教職員	65	保健師 2
9	7/10	ギャンブル依存症セミナー	ギャンブル依存症家族の会	当事者、家族、支援者等	130	医師 1
10	7/15	関係機関との連携、協働について	群馬県高等学校教育研究会教育相談部会	教職員	100	医師 1
11	7/26	薬物依存症とは	榛名女子学園	指導対象少年の保護者	13	保健師 2
12	8/18	依存症について	NPO 法人ぐんま障害者地域生活支援システム研究会	グループホーム職員	25	保健師 1
13	9/13	ひきこもりについて※	邑楽町健康づくり課	一般参加者	30	保健師 1
14	9/22	児童生徒への相談対応のポイント	利根沼田教育事務所	管内教職員（生徒指導主事・主任）	35	保健師 2
15	9/28	ひきこもりについて※	富岡市社会福祉協議会	民生委員・児童委員	31	保健師 1 精神保健福祉士 1
16	9/30	ゲーム依存・ネット依存の対応方法について※	中央児童相談所	電話相談員	13	臨床心理士 1
17	10/6	薬物乱用の防止について	高崎市立第一中学校	生徒、保護者、教職員	208	保健師 2
18	10/7	コロナ時代のこころといのちの支援について	全国図書館大会群馬大会	学会参加者	624	医師 1

19	10/7	ゲーム依存・ネット依存の特徴	桐生市立商業高校	生徒、教職員	40	臨床心理士1
20	10/20	ひきこもりについて※	沼田市社会福祉協議会	相談事業相談員	15	保健師 1
21	11/1	精神科救急、ゲートキーパー研修	群馬県警察本部生活安全企画課	警察官	12	医師 1 保健師 2
22	11/4 11/14	ひきこもりサポーター養成講座	群馬県社会福祉協議会	傾聴ボランティア	18	医師 1
23	11/11 11/29	精神障害のある人への取調要領	群馬県警察本部刑事企画課	警察官	11	医師 1
24	11/15	ひきこもりの理解と対応	みなかみ町民福祉課	ひきこもりの支援者	40	保健師 1
25	11/18	精神科の救急医療	群馬県消防学校	救急科学生	68	医師 1
26	11/28	精神保健福祉センターにおける保健師活動	群馬大学医学部保健学科	学生	80	保健師 1
27	12/5	ゲーム依存・ネット依存について※	群馬法科ビジネス専門学校	学生	42	臨床心理士1
28	12/21	ひきこもりとは	安中市役所福祉課	家族及び支援者	9	医師 1
29	R5 1/14	精神障害について	群馬県障害者スポーツ協会	指導員	4	医師 1
31	1/24	ひきこもりについて※	薮塚地域包括支援センター	介護支援専門員	30	保健師 2
32	1/26	ゲーム依存・ネット依存について	NPO 法人リンケージ	未就学児の親	10	臨床心理士1
33	1/28	コロナ禍における青少年の心理	渋川市生涯学習課	青少年育成推進員	32	医師 1
34	2/2	地域で孤立する高齢者やその家族への支援	安中市高齢者支援課	高齢者等支援者	35	医師 1
35	2/4	薬物依存について※	太田市蕪川地区青少年健全育成推進会議	一般参加者	92	臨床心理士1
36	2/13	ひきこもり支援について	玉村町健康福祉課	ひきこもり当事者家族	5	精神保健福祉士1
37	2/18	ひきこもりについて※	介護支援専門員協会富岡甘楽支部	介護支援専門員	50	保健師 1
38	3/10	ゲートキーパー研修※	群馬県中央児童相談所	電話相談員	13	保健師 2
39	3/15	ゲーム依存・ネット依存について※	群馬児童思春期精神医療勉強会	医療従事者	18	臨床心理士1

3 広報普及活動

(1) 事業の目的

県民に対し、精神保健福祉に関する正しい知識の普及を図るため、各種の事業や広報媒体を通じ、全県的規模で広報普及活動を実施した。

(2) 事業の実績

1) 「こころの相談Q & A」の新聞掲載

電話相談や来所相談で相談の多い事例について、毎月第1月曜日に上毛新聞の「生活」面に記事を掲載した。

掲載月	テ ー マ
令和4年 4月	強迫性障害について
5月	思春期について
6月	うつ病について
7月	アルコール依存について
8月	パニック障害について
9月	自死遺族について
10月	ひきこもりについて
11月	高次脳機能障害について
12月	精神障害者保健福祉手帳について
令和5年 1月	ギャンブル等依存について
2月	自立支援医療（精神通院）について
3月	ゲートキーパーについて

2) ホームページ

当センターの事業の紹介や案内、統計資料の公表をホームページにより行った。
ホームページアドレス：<http://www.pref.gunma.jp/07/p11700016.html>

4 こころの県民講座

(1) 事業の目的

現代社会が抱える精神保健福祉に関わる諸問題をわかりやすく取り上げ、県民に対する精神保健福祉の知識の普及や意識の高揚を図る。

(2) 事業の実績

1) テーマ 「うちの子大丈夫？スマホ依存？～ネット・ゲームから離れられない子との向き合い方～」

配信期間 令和4年11月15日（火）～令和5年2月28日（火）
開催方法 動画配信（YouTube 群馬県公式チャンネル「tsulunos」で限定公開）
講師 ソーシャルメディア研究会 代表 竹内 和雄 氏
参加者 221人（動画再生回数 517回）
その他 依存症県民セミナーと合同実施

2) テーマ 「強いじぶんも、弱いじぶんも、ぜんぶが“じぶん”なんだ」

配信期間 令和5年3月1日（水）～令和5年3月31日（金）
開催方法 動画配信（YouTube 群馬県公式チャンネル「tsulunos」で限定公開）
講師 一般社団法人たすけあい 代表理事 田中 れいか氏
参加者 290人（動画再生回数 642回）

5 精神保健福祉相談

県民からこころの悩みや不安についての相談を受け、必要に応じて、支援機関や当センター事業を紹介、地域への繋ぎなどを実施している。

(1) 電話相談

1) 事業の説明

1. こころの健康センター電話相談
月～金曜日（祝日及び年末年始を除く）9:00～17:00 に実施。
2. こころの健康相談統一ダイヤル
月～金曜日（祝日及び年末年始を除く）9:00～22:00 に実施。

2) 事業の実績

① 電話相談件数の推移

電話相談の延べ相談件数は 5,566 件で、こころの健康センター電話相談は 2,659 件、こころの健康相談統一ダイヤルは年 2,907 件と、R3 年度と比較して減少した。要因として、新型コロナウイルスによる相談が減少したこと、電話相談に対応する職員人数の減少が考えられる。

② 相談経路

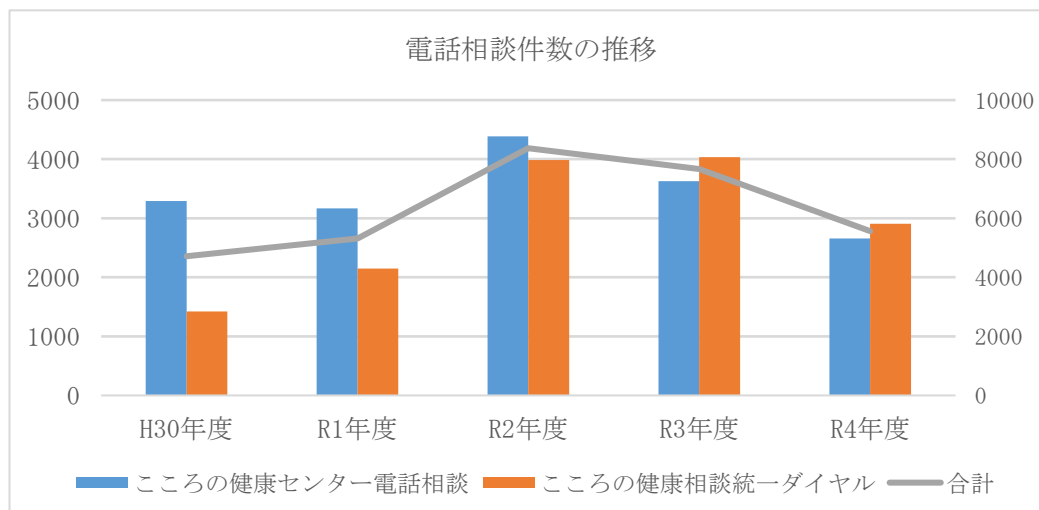
電話相談に至ったきっかけ（経路）は、「インターネット」が 1,651 件（29.7%）と最も多く、次いで「新聞・広報等」は 774 件（13.9%）、「保健・福祉関係」は 547 件（9.8%）となった。

③ 相談内容

対人関係及び心理的な悩みに関することが半数以上を占めた。「話したい（頻回利用）」は 1,980 件（35.6%）と最も多く、「心理的な相談・自分の性格」が 934 件（16.8%）となっている。次いで「医療機関・関係機関に関すること」が 420 件（7.5%）となっている。

電話相談件数の推移

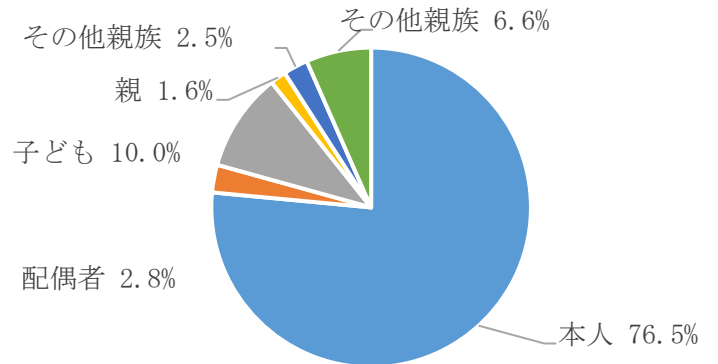
	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
こころの健康センター電話相談	3,290	3,167	4,385	3,628	2,659
こころの健康相談統一ダイヤル	1,423	2,146	3,987	4,036	2,907
計	4,713	5,313	8,372	7,664	5,566



相談対象者別相談件数

被相談者	R 4	R 3
本人	4,257	6,400
配偶者	159	162
子ども	556	531
親	89	76
その他親族	137	125
その他	368	370
計	5,566	7,664

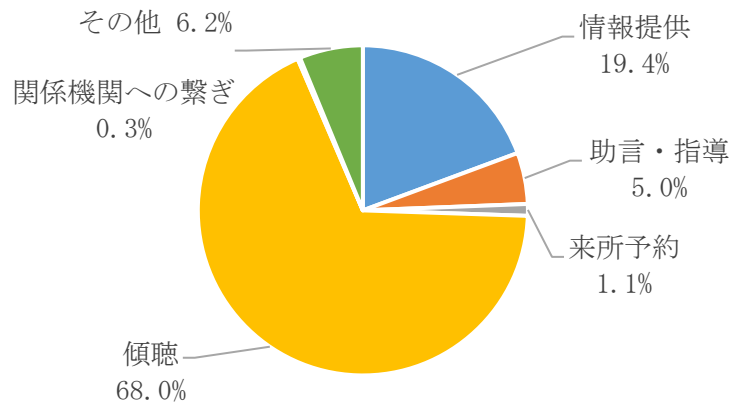
相談者別相談件数 (R 4)



対応別相談件数

対応	R 4	R 3
情報提供	1,077	1,320
助言・指導	280	630
来所予約	64	52
傾聴	3,785	5,256
関係機関への繋ぎ	14	44
その他	346	362
計	5,566	7,664

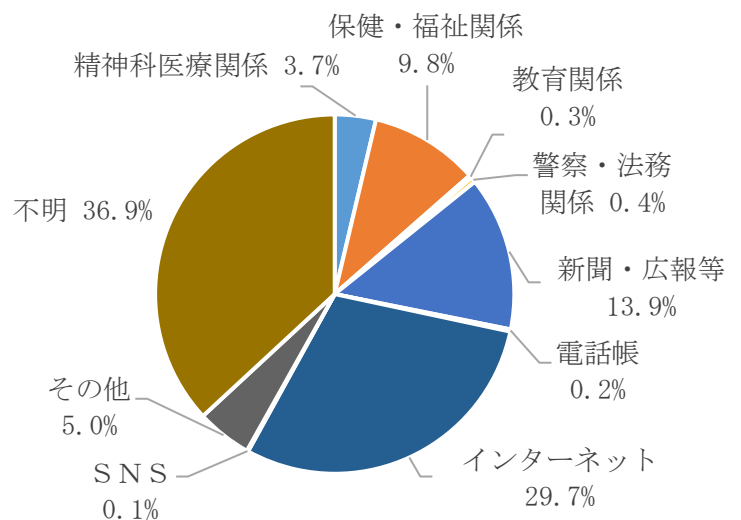
対応別相談件数 (R 4)



経路別相談件数

相談経路	R 4	R 3
精神科医療関係	206	265
保健・福祉関係	547	1,265
教育関係	15	25
警察・法務関係	25	45
新聞・広報等	774	1,437
電話帳	11	22
インターネット	1,651	2,567
SNS	7	15
その他	277	271
不明	2,053	1,732
計	5,566	7,664

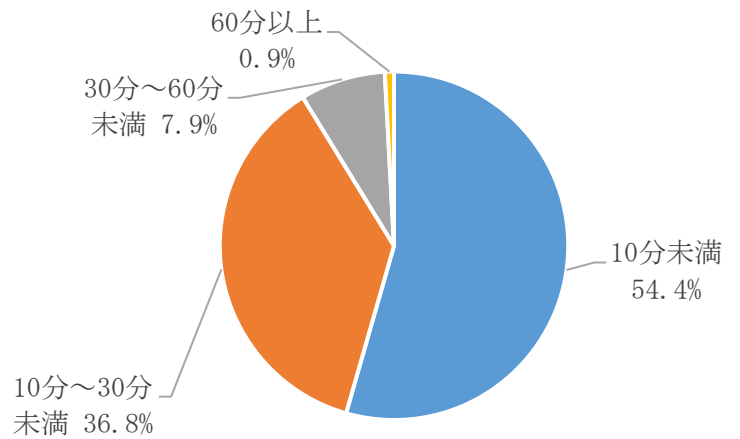
経路別相談件数 (R 4)



相談時間別相談件数

相談時間	R 4	R 3
10分未満	3,030	4,404
10分～30分未満	2,048	2,619
30分～60分未満	441	559
60分以上	47	82
計	5,566	7,664

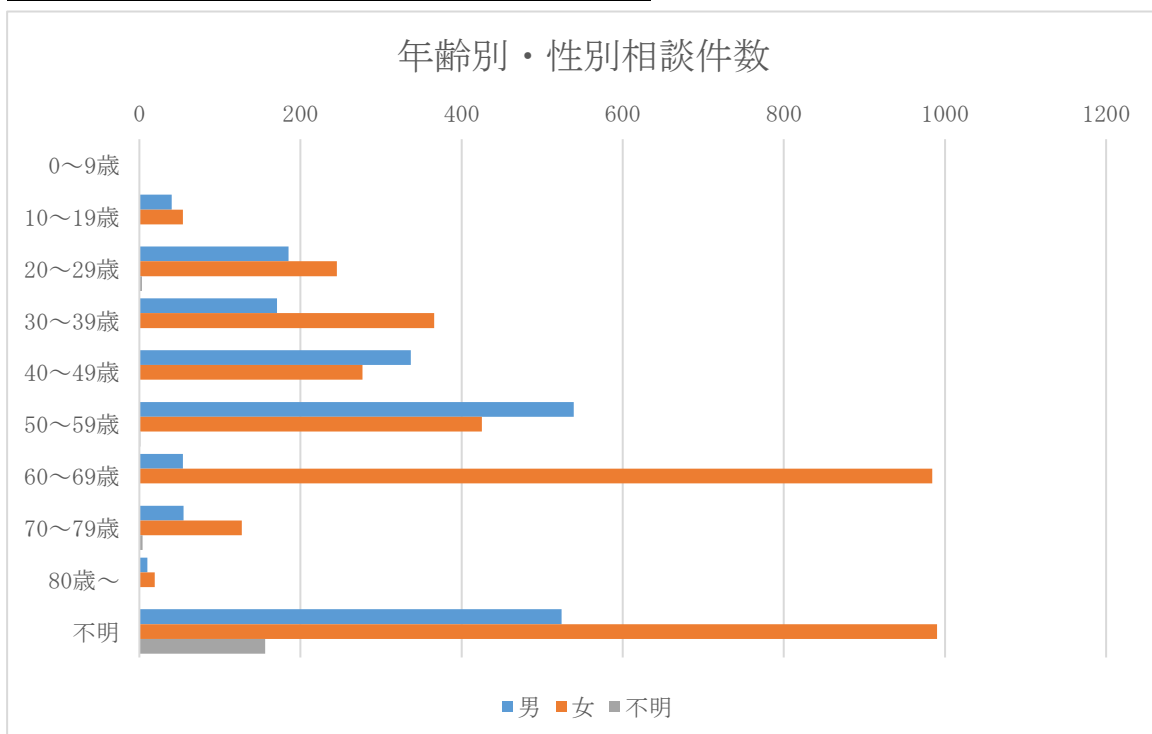
相談時間別相談件数(R 4)



相談者の年齢別・性別相談件数

年齢区分	男	女	不明	小計
0～9歳	0	0	0	0
10～19歳	40	54	0	94
20～29歳	185	245	3	433
30～39歳	171	366	0	537
40～49歳	337	277	0	614
50～59歳	539	425	1	965
60～69歳	54	984	0	1,038
70～79歳	55	127	4	186
80歳以上	10	19	0	29
不明	524	990	156	1,670
計	1,915	3,487	164	5,566

年齢別・性別相談件数



相談内容		R 4		R 3	
		件数	率(%)	件数	率(%)
行動上の問題に関する こと	高次脳機能障害	2	0.0	3	0.0
	若年認知症	2	0.0	1	0.0
	ひきこもり	14	0.1	9	0.1
	不登校	22	0.2	12	0.2
	家庭内暴力	8	0.2	19	0.2
	依存	355	4.7	280	3.4
	問題行動	17	0.3	98	1.2
対人関係及び心理的な 悩みに関すること	家庭内のこと	357	4.9	472	5.6
	友人・隣人・恋人	103	0.9	94	1.1
	職場内のこと	152	1.3	116	1.4
	心理的な相談・自分の性格	934	14.0	1,550	18.5
	話したい(頻回利用)	1,984	49.6	4,042	48.3
他機関・福祉制度に関す ること	医療機関・関係機関に関す ること	420	7.6	394	4.7
	経済的なこと	49	0.9	85	1.0
	就労	47	0.9	73	0.9
	日常生活	132	3.5	221	2.6
	その他の法・制度	19	0.5	38	0.5
教育に関すること	学校	15	0.2	27	0.3
	子育て・療育	32	0.7	31	0.4
当センターに関するこ と	当センターに関すること	92	2.3	103	1.2
その他	その他	810	7.2	704	8.4
計		5,566	100	8,372	100

(2) メール相談

- 1) 相談日 メールは24時間受信し、2週間以内に返信を行っている。
- 2) 従事者 精神科医師、心理士、保健師
- 3) 事業の実績 相談件数は延べ36件であった。

① 相談の内容

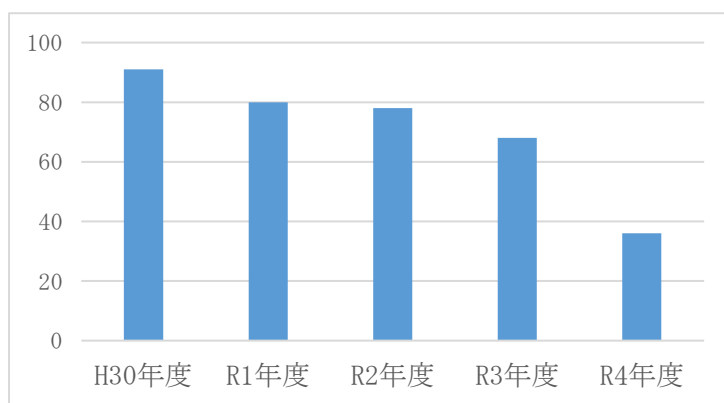
対人関係及び心理的な悩みに関することの「心理的な相談・自分の性格」が9件(25.0%)と最も多かった。次いで行動上の問題に関することの「ひきこもり」が4件(11.1%)となっている。

② 受付時間帯

受信件数が最も多い時間帯は、9:00～12:00が14件(38.9%)と最も多かった。次いで17:01～22:00が12件(33.3%)となっている。

メール相談件数の推移

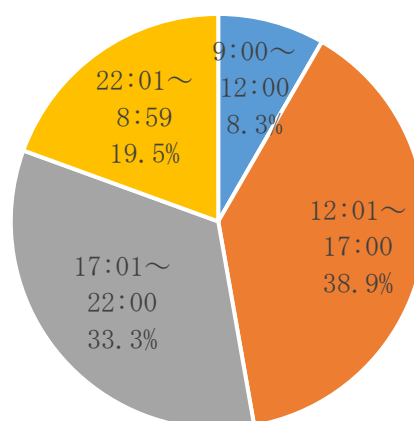
	延べ件数
H30年度	91
R1年度	80
R2年度	78
R3年度	68
R4年度	36



受信時間別件数

受信時間	R 4	R 3
9:00～12:00	3	19
12:01～17:00	14	15
17:01～22:00	12	15
22:01～8:59	7	19
計	36	68

受信時間別相談件数(R4)



相談内容別相談件数

相談内容		R 4		R 3	
		件数	率(%)	件数	率(%)
行動上の問題に関する こと	高次脳機能障害	1	2.8	0	0.0
	若年認知症	0	0.0	0	0.0
	ひきこもり	4	11.0	5	7.4
	不登校	1	2.8	3	4.4
	家庭内暴力	0	5.6	0	0.0
	依存	2	0.0	3	4.4
	問題行動	1	2.8	11	16.1
対人関係及び心理的 な悩みに関する こと	家庭内のこと	1	2.8	5	7.4
	友人・隣人・恋人	1	2.8	2	2.9
	職場内のこと	0	0.0	0	0.0
	心理的な相談・自分の性格	9	24.9	11	16.1
	話したい(頻回利用)	0	0.0	3	4.4
他機関・福祉制度に 関すること	医療機関・関係機関に関する こと	2	5.6	8	11.8
	経済的なこと	0	0.0	0	0.0

	就労	1	2.8	3	4.4
	日常生活	0	0.0	2	3.0
	その他の法・制度	2	5.6	3	4.4
教育に関すること	学校	0	0.0	0	0.0
	子育て・療育	0	0.0	3	4.4
当センターに関すること	当センターに関すること	2	5.6	1	1.5
その他	その他	9	24.9	5	7.4
計		36	100	68	100

(3) 来所相談

- 1) 事業内容 思春期、依存症及びひきこもり等の特定相談を行っている。
- 2) 従事者 精神科医師、保健師、看護師、心理士、精神保健福祉士
- 3) 事業の実績

相談件数は実 119 件、延べ 168 件であった。相談ごとの詳細は各事業に再掲する。

① 相談の来所者

実相談件数で見ると、「家族のみ」で来所相談したケースが 62 件(52.1%)と半分を占めており、以下「本人のみ」36 件(30.2%)、「本人と家族」19 件(16.0%)となった。相談のために本人が来所した割合は 46.2%となった。

② 来所経路

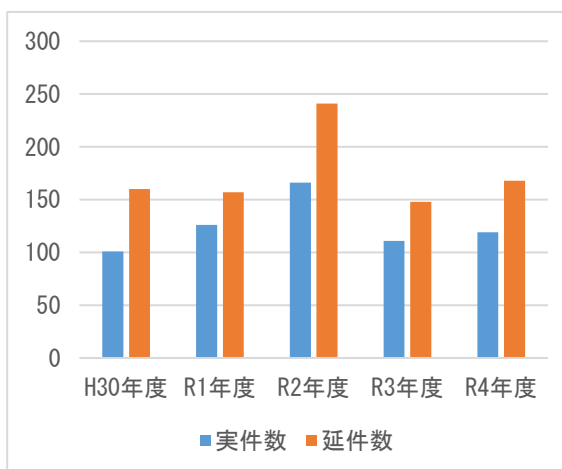
来所相談に至った経路として、「インターネット」からの相談が 42 件(35.3%)と最も多く、次いで「その他の関係機関」からの相談が 12 件(10.1%)となった。

③ 相談の内容

来所相談の相談内容は、依存に関する相談が 43 件 (36.1%) と最も多く、次いでひきこもりに関する相談が 32 件 (26.9%)となった。

来所相談件数の推移(単位：件)

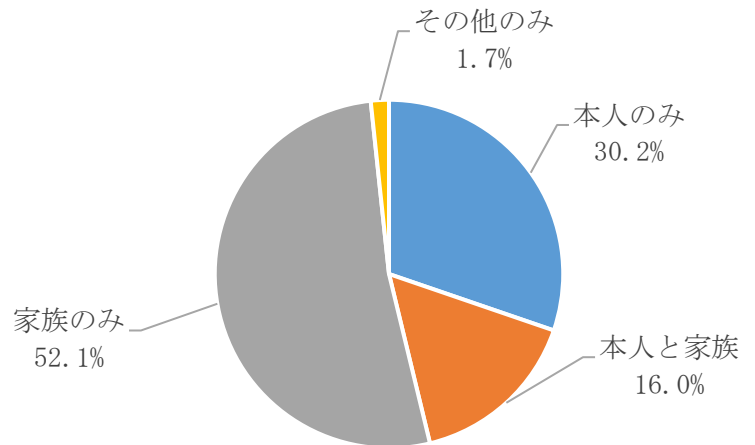
	実	延べ
H30 年度	101	160
R1 年度	126	157
R2 年度	166	241
R3 年度	111	148
R4 年度	119	168



相談者別相談件数

相談者	実	延べ
本人のみ	36	67
本人と家族	19	24
本人と家族とその他	0	0
家族のみ	62	74
家族とその他	0	0
その他のみ	2	3
計	119	168

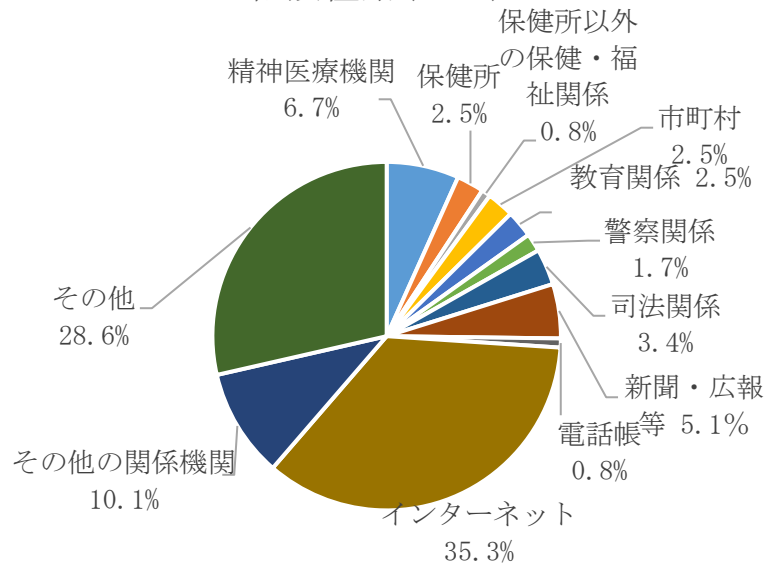
相談者別相談件数(R 4 : 実)



相談経路(相談のきっかけ)

経路	R 4	R 3
精神医療機関	8	3
保健所	3	0
保健所以外の保健・福祉関係	1	0
市町村	3	1
教育関係	3	3
警察関係	2	1
司法関係	4	0
新聞・広報等	6	1
電話帳	1	0
インターネット	42	43
その他の関係機関	12	17
その他	34	42
不明	0	0
計	119	111

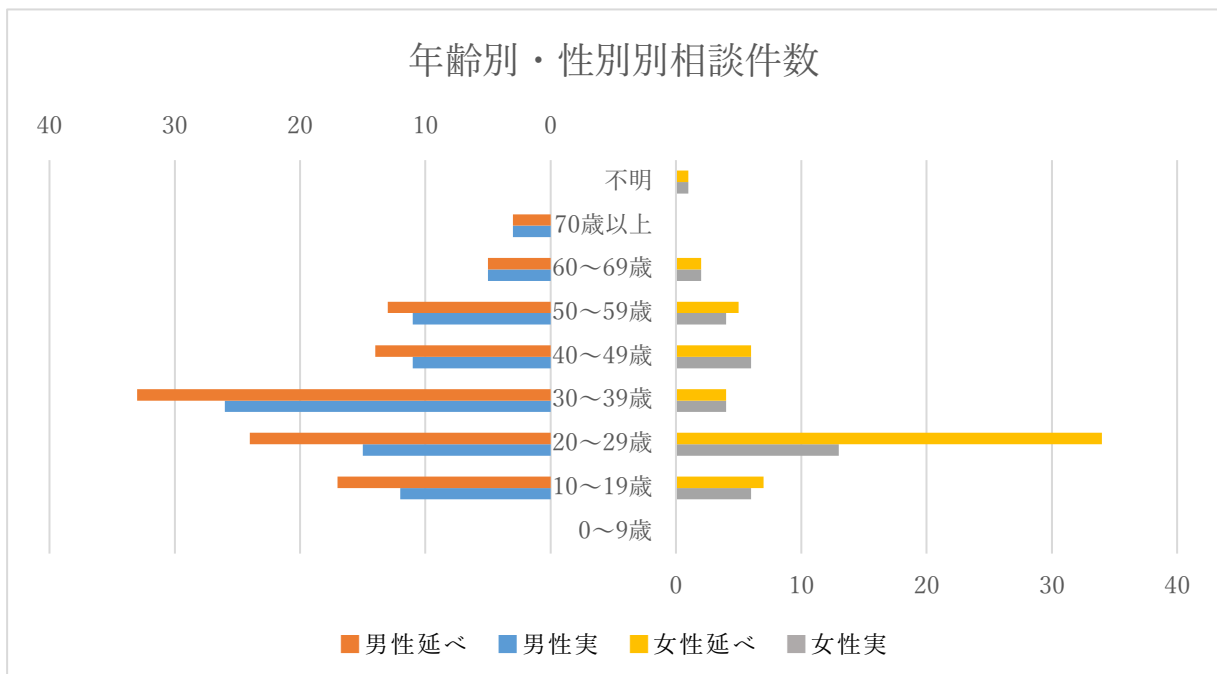
相談経路(R 4)



相談対象者の年齢

	年齢区分	男性	女性	計
延	0～9歳	0	0	0
	10～19歳	12	6	18
	20～29歳	15	13	28
	30～39歳	26	4	30
	40～49歳	11	6	17
	50～59歳	11	4	15
	60～69歳	5	2	7
	70歳以上	3	0	3

	不明	0	1	1
	小計	83	36	119
実	0～9歳	0	0	0
	10～19歳	17	7	24
	20～29歳	24	34	58
	30～39歳	33	4	37
	40～49歳	14	6	20
	50歳～59歳	13	5	18
	60歳～69歳	5	2	7
	70歳以上	3	0	3
	不明	0	1	1
	小計	109	59	168



相談内容別相談件数

相談内容		R 4		R 3	
		件数	率(%)	件数	率(%)
行動上の問題に関する こと	高次脳機能障害	0	0.0	1	0.7
	若年認知症	0	0.0	0	0.0
	ひきこもり	32	26.9	54	36.5
	不登校	10	8.4	8	5.4
	家庭内暴力	3	2.5	0	0.0
	依存	43	36.2	39	26.3

	問題行動	1	0.8	2	1.4
対人関係及び心理的な 悩みに関すること	家庭内のこと	2	1.7	5	3.4
	友人・隣人・恋人	0	0.0	0	0.0
	職場内のこと	1	0.8	0	0.0
	心理的な相談・自分の性格	3	2.5	5	3.4
	話したい(頻回利用)	0	0.0	0	0.0
他機関・福祉制度に関 すること	医療機関・関係機関に関すること	1	0.8	3	2.0
	経済的なこと	2	1.7	1	0.7
	就労	5	4.2	4	2.7
	日常生活	9	7.6	19	12.8
	その他の法・制度	0	0.0	0	0.0
教育に関すること	学校	0	0.0	0	0.0
	子育て・療育	0	0.0	0	0.0
当センターに関すること	当センターに関すること	0	0.0	0	0.0
その他	その他	7	5.9	7	4.7
計		119	100	148	100

診断区分別相談件数

	実		延	
	件数	率(%)	件数	率(%)
F0 症状性を含む器質性精神障害	0	0.0	0	0.0
F1 精神作用物質による障害	9	12.0	9	11.5
F2 統合失調症・統合失調型障害 非定型	0	0.0	0	0.0
F3 気分障害	0	0.0	0	0.0
F4 神経症・ストレス関連障害・身体表現性障害	2	2.7	2	2.6
F5 生理的障害・身体的要因に関連した行動障害	18	24.0	18	23.1
F6 成人の人格・行動の障害	2	2.7	2	2.6
F7 知的障害	0	0.0	0	0.0
F8 心理的発達の障害	1	1.3	1	1.3
F9 小児期・青年期の障害	1	1.3	1	1.3
その他	19	25.3	21	26.9
診断保留・未診断	19	25.3	20	25.6
異常と認めず	4	5.4	4	5.1
計	75	100	78	100

※面接相談のうち、医師相談を行ったもののみ計上

6 アルコール・薬物・ギャンブル等関連問題事業

平成31年4月から「依存症相談拠点」として、それまで実施してきた依存症相談や家族教室・本人向け回復プログラムなどの継続の他、研修やリーフレット等による情報提供、ホームページの充実による支援機関の周知、各機関との会議や共催事業を実施して連携を図るなど、当センターの事業と地域の社会資源を結びつけた依存症支援の強化を図った。

(1) 依存症医師相談

アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症問題で困っている当事者及びその家族等を対象に、精神科医師による来所相談を実施している。

依存症問題を持つ当事者と依存問題に影響された家族の回復を目的とし、適宜、依存症家族教室や本人向け依存症再発防止プログラム（ぐんま〜ぷ）及び地域の社会資源に結びつけている。

1) 開催 月2回（偶数月は3回）

2) 従事者 精神科医師、保健師、看護師、心理士

3) 事業の実績 (単位 件数)

年度	相談 件数	相談内容内訳						
		違法薬物	処方薬	市販薬	溶剤溶剤	アルコール	ギャンブル 借金・買い物	その他
H30年度	31	4	2	2	0	12	10	1
R元年度	40	2	1	1	0	16	18	2
R2年度	40	3	4	1	0	15	16	1
R3年度	35	4	0	1	0	10	18	2
R4年度	41	2	3	0	0	12	17	7

(2) 依存症者の家族教室

平成25年3月より家族支援プログラムとして「ぐんま依存症ファミリートレーニング(GIFT)」を実施している。GIFTはCRAFT（コミュニティ強化と家族訓練）を参考に作成したもので、6回1クール、年に2クール実施している。

1) 目標 家族が本人についての考え方や行動の仕方を整理し、実践練習することを通して、①家族が苦勞を減らすこと、②本人の依存症問題を減らすこと、③本人を回復へ向かわせる、を達成することを目標とする。

2) 開催 毎月第2火曜日 午後1時30分～4時30分

3) 内容 家族支援プログラム GIFT の実施と参加者同士の話し合い

4) 従事者 精神科医師、保健師、心理士

アドバイザー (FA : ファミリーズアノニマス)

5) 延べ参加者数 67人

【GIFTプログラム】

回	家族支援プログラム GIFT の学習テーマ
第1回	トラブルマップで問題を解決する
第2回	暴力への対応と限界設定
第3回	ポジティブコミュニケーション
第4回	関わり方の整理
第5回	自分の生活を豊かにする
第6回	本人に治療を勧める

(3) ぐんま～ぷ

平成28年度から依存症当事者を対象とした「依存症からの回復支援塾」を開催。令和4年度から「ぐんま～ぷ」とプログラム名を変更して実施している。

本事業は、依存症再発防止プログラムを提供するとともに、その普及を図ることを目的とする。

- 1) 目 標 参加者が自己肯定感を高め、自分自身に合った社会資源（専門医療機関や自助グループ等）を利用しながら、その人らしい安定した生活を継続して送ることができるよう集団プログラムを開催する。
- 2) 開 催 毎月第1・3金曜日の午後1時30分～3時00分
- 3) 内 容 物質使用障害治療プログラムSMARPP（Serigaya Methamphetamine Relapse Prevention Program）16を10回1クールに改編したもの。年間2クール実施。
- 4) 従事者 精神科医師、保健師、看護師、心理士
コ・ファシリテーター 回復者（藤岡ダルクスタッフ）・保護観察官
- 5) 参加者数 実18人、延114人

(4) 依存症県民セミナー

- 1) テーマ 「うちの子大丈夫？スマホ依存？～ネット・ゲームから離れられない子との向き合い方～」
- 2) 配信期間 令和4年11月15日（火）～令和5年2月28日（火）
- 3) 開催方法 群馬県 YouTube 公式チャンネル tsulunos で限定公開
- 4) 講 師 ソーシャルメディア研究会 代表 竹内 和雄 氏
- 5) 参加者数 221人（動画再生回数517回）
- 6) その他 こころの県民講座と合同実施（スマホ依存について広く知ってもらうことを目的として実施した。）

(5) 依存症回復支援者研修会

地域における依存症支援者の援助技術の向上を図り、本人や家族のニーズに応じた相談体制の充実強化を図ることを目的として実施した。

<第1回>

- 1) 日時・場所 令和4年11月25日(木)
- 2) 開催方法 オンライン形式(ZOOM)
- 3) 対象 県内で依存症の相談対応等に従事する機会のある保健、医療、福祉、教育、司法、警察などの関連機関の職員等
- 4) 参加者 71人視聴
- 5) 講義内容
 - ①「薬物依存症の理解と支援」
講師：国立精神・神経医療研究センター 薬物依存研究部長 松本 俊彦 氏
 - ②「当事者家族からのメッセージ」 NA(ナルコティクスアノニマス)、FA(ファミリーズアノニマス)

<第2回>

- 1) 日時・場所 令和5年3月15日(水)
- 2) 開催方法 オンライン形式(ZOOM)
- 3) 対象 県内で依存症の相談対応等に従事する機会のある保健、医療、福祉、教育、司法、警察などの関連機関の職員等
- 4) 参加者 37人視聴
- 5) 講義内容
 - ①「依存症の基礎知識」
講師：こころの健康センター医長 三浦 侑乃 医師
 - ②「病院における依存症治療について」
講師：赤城高原ホスピタル 心理士 加藤 玲子 氏
 - ③「当事者からのメッセージ」 AA(アルコールクスアノニマス) メンバー
 - ④事例検討

(6) 依存症地域生活支援者研修会

潜在的に依存症患者やその家族等に対応する機会のある生活の支援を行う者を対象にギャンブル等依存症の特性を踏まえた支援に関する研修を実施し、依存症患者やその家族等の早期発見や適切な支援につなげる等の早期介入を図ることができる人材の育成を目的として実施した。

- 1) 日時・場所 令和4年12月6日(火)
- 2) 開催方法 オンライン形式(ZOOM)
- 3) 対象 県内で依存症の相談対応等に従事する機会のある保健、医療、福祉、教育、司法、警察などの関連機関の職員等
- 4) 参加者 74人視聴

5) 講義内容

① 「ギャンブル等依存症の基礎知識」

講師：こころの健康センター 医長 三浦 侑乃 医師

② 「多重債務とギャンブル等依存症」

講師：ぐんま市民司法書士事務所 司法書士 仲道 宗弘 氏

③ 「ギャンブル等依存症の家族支援について」

講師：全国ギャンブル依存症家族の会 群馬太田 代表 大澤 妙子 氏

④事例検討

(7) 連携会議運営事業

依存症患者に対する包括的な支援を実施するため、行政、医療、福祉、司法を含めた関係機関が密接な連携を図るとともに、地域における依存症に関する情報や課題の共有、研修計画の調整等を行うことを目的に依存症地域支援連携会議を開催した。

<全体会議>

- 1) 日 時：令和4年6月23日 午後1時30分～3時
- 2) 開催方法：オンライン
- 3) 参加団体：14団体（22人参加）
- 4) 内 容：今年度の事業予定の確認と意見交換

<ギャンブル等依存症分科会>

- 1) 日 時：令和5年2月9日 午後2時～4時
- 2) 場 所：こころの健康センター 別棟会議室
- 3) 参加団体：16団体（25人参加）
- 4) 内 容：群馬県依存症対策推進計画の策定について等

(8) ゲーム依存症支援者向け研修会

ゲーム依存症についての知識を深め、ゲーム依存症者とその家族に対する相談技術の向上すること、業務の中で依存症のおそれがある者に接した際に、適切な家庭支援ができることを目的として開催した。

- 1) 日 時 令和4年12月1日 午後1時30分～4時30分
- 2) 開催方法 オンライン形式（ZOOM）
- 3) 参加者 86人視聴
- 4) 講 師 国立病院機構久里浜医療センター 医師 西村 光太郎 氏
- 5) 講義内容

① 群馬県内のゲーム依存症実態調査報告

講師：群馬県障害政策課精神保健室

② 青少年のゲーム、ネット依存症の特性、治療、予防について

講師：国立病院機構久里浜医療センター 医師 西村 光太郎 氏

③ 事例検討

(9) アルコール問題対応力向上研修会

かかりつけ医及び産業医を対象に研修会を実施。アルコール依存症者に対するSBIRTSの考え方、外来での取り組みとして依存症患者のスクリーニングから、問題へ

の介入、自助グループに繋げるまでの流れについて学ぶことを目的とした研修会を開催した。

1) 日 時：令和5年1月29日（日）午後2時00分～4時15分

2) 場 所：群馬県庁 291会議室

3) 参加者：36人

4) 講義内容：

①アルコール依存症者への支援 ～SBIRTSについて～

講師：国立病院機構久里浜医療センター 医師 湯本 洋介 氏

②アルコール依存症 回復者の体験談

講師：A A（アルコホーリクス・アノニマス）メンバー

(10) V B P : Voice Bridges Project（声のかけはしプロジェクト）

保護観察の対象となった薬物依存症者のコホート調査システムの開発とその転帰に関する研究。保護観察所と精神保健福祉センターが連携した薬物依存症地域支援システム。令和4年9月～：2名調査開始。

(11) その他

県内における依存症関連問題自助グループや関係機関との連絡・調整、助言等を随時行っている。

1) 講話・研修会等

①刑務所や保護観察所など、関係機関への講師派遣

②出前なんでも講座（依存症に関するもの）を11回実施した

2) 回復支援のための協力

ダルク・専門病院・保護観察所との回復プログラムの共有や情報交換・見学等

3) 情報発信

①新聞・ラジオ・研修会を活用した依存症の啓発

②依存症リーフレット、ポスターや依存症相談カードを作成、相談窓口の周知

③インターネット検索連動型広告にてゲーム依存症に関する相談窓口の周知（R3年度新規事業）

7 思春期相談

(1) 事業の目的

思春期精神保健に関する知識の普及や相談等総合的な対策をとることにより、精神発達の途上にある者の精神的健康の保持増進および適応障害の予防と早期発見等を図る。

(2) 事業実績

1) 来所相談

思春期に対する専門医師による相談と必要に応じた心理検査の実施により、本人特性を踏まえながらアドバイスを行っている。

相談件数の内容は統計上、主なもので分類しているが重層的な内容が多い。

年度	相談件数		相談内容 (単位：件)							
			ひきこもり		不登校		発達障害		その他	
	実	延べ	実	延べ	実	延べ	実	延べ	実	延べ
30	12	21	4	8	4	5	0	0	4	8
31(元)	18	26	7	11	4	5	0	0	7	10
2	11	16	7	10	2	3	0	0	2	3
3	28	38	11	15	8	9	0	0	9	14
4	24	29	15	16	4	6	0	0	5	7

2) 児童思春期講演会

児童思春期をテーマに年間1回「こころの県民講座」として開催。詳細については、14ページに記載。

8 自殺対策事業

(1) 事業の目的

地域の状況に応じた自殺対策を総合的かつ効率的に推進する拠点として、平成29年4月1日、こころの健康センター内に「群馬県自殺対策推進センター」を設置した。令和4年度は既存の事業を活かしながらも新型コロナ感染流行を考慮した若年層への支援、ハイリスク者への支援及び地域の特性に応じた対策の支援等の事業を実施した。

(2) 事業実績

1) 若年層への支援

①教職員向け自殺危機初期介入スキルワークショップ

自殺危機初期介入スキル研究会の協力を得て、教諭・養護教諭等を対象に、ロールプレイを用いた参加型の実践的なワークショップを実施した。

日時：令和4年8月3日、8月18日、10月5日、10月26日、11月18日

参加者：15人(8月3日)、16人(8月18日)、14人(10月5日)、16人(10月26日)、16人(11月18日)

講師：新島 怜子保健師、新藤 優果保健師、鈴木 紋子保健師、鈴木 浄美保健師（こころの健康センター）

②若い世代に向けた自殺対策動画の制作

若者に対して県の相談窓口に関する情報を届け、自殺を未然に防ぐために、若い世代に向けた自殺対策動画（3本）を群馬県内に本拠地を置くプロスポーツチーム（群馬クレインサンダーズ、群馬ダイヤモンドペガサス、ザスパクサツ群馬）の協力を得て制作し、YouTube 群馬県公式チャンネル「tsulunos」で公開した。

動画は、各市町村にもデジタルサイネージ等での放映に協力を依頼し、前橋市、太田市において放映を行った。

また、平成29年度に制作した動画を「群馬県自殺予防月間（9月）」及び「自殺対策強化月間（3月）」に、関東財務局前橋財務事務所の協力を得て「前橋地方合同庁舎」に設置されているデジタルサイネージで放映を行った。

2) ハイリスク者への支援

①東毛地域未遂者支援体制整備

東毛地域において、三次救急指定病院で把握した自殺未遂者を地域で支援する体制の整備に関して、協議を行った。

ア 打合せ会議

日 時：令和4年6月20日（月）

会 場：オンライン

出席者：太田記念病院、三枚橋病院、警察・消防、市町、太田保健福祉事務所職員

イ 意見交換会

太田記念病院との意見交換 2回

地域関係者との意見交換 2回

②自殺企図者相談支援事業

自殺未遂者の再企図を防ぐため、警察、県及び中核市（前橋市、高崎市）が連携して、未遂者や家族に対する相談支援を行った。

令和4年度は、警察からの情報提供7件だった。（ほか中核市への情報提供2件）

③自殺未遂者こころの支援事業

自殺未遂者の再企図を防ぐため、救急指定病院と連携して帰宅後の未遂者や家族の支援を行うものであり、令和4年度は病院からの情報提供0件だった。

④かかりつけ医うつ病対応力向上研修会の開催

うつ病の早期発見・早期治療による自殺対策の推進を図るため、かかりつけ医や産業医を対象に、うつ病の基礎知識、診断・治療等に関する研修会を開催した。

日 時：令和4年11月27日（日）午後1時～5時30分

場 所：群馬県庁281会議室

参加者：65人

内 容：「うつ病の基礎知識」

群馬大学大学院医学系研究科神経精神医学 教授 福田正人 氏（医師）

「うつ病の治療の実際とケア」

中泉メンタルクリニック 院長 黒崎成男 氏（医師）

「認知行動療法の仕組みとうつ病への対応方法について」

群馬大学医学部附属病院精神科神経科 病院講師 小野樹郎 氏（医師）

「産業保健におけるかかりつけ医、精神科医との連携」

柴田メンタルクリニック 院長 柴田信義 氏（医師）

3) 地域の特性に応じた対策の支援

保健福祉事務所が開催する地域自殺対策連絡会議を通じて、自殺対策に関する情報提供・助言など地域の特性に応じた対策の支援を行った。

4) 相談体制の充実

①こころの健康相談統一ダイヤル おこなおう まもろうよ こころ 0 5 7 0 - 0 6 4 - 5 5 6

全国共通の電話番号による自殺予防のための電話相談を行った。

相談時間は平日の9:00～22:00（ただし、祝日及び年末年始を除く）で、令和4

年度の相談件数は延べ2,907件である。

②精神保健福祉相談（詳細については14ページに記載）

面接（来所）、電話及びメールによる精神保健福祉相談を実施した。

面接相談：168件（うち自殺関連14件）

電話相談：5,566件（うち自殺関連253件）

メール相談：36件（うち自殺関連5件）

③「多重債務者相談会」における「こころの相談」の実施

県消費生活課と市町村消費生活センター等で開催する相談会において、各保健福祉事務所や中核市の保健師の協力を得て、相談者に対する「こころの相談」を実施した。

10会場 51件

④自死遺族相談の実施

身近な人を自死で亡くされた方を対象に自死遺族相談を実施した。

相談日：毎月第1木曜日（予約制）

従事者：精神科医師、保健師

相談件数：9件10人（上記②面接相談の内数）

⑤自死遺族交流会の開催

自死により家族等を亡くした遺族のための交流会を実施した。（上記④を受けた者のうち希望者）

開催日：毎月第2金曜日

従事者：精神科医師、保健師

参加者：延74人

5）人材育成

①自殺危機初期介入スキルワークショップ（再掲）

自殺危機初期介入スキル研究会の協力を得て、相談業務に従事する保健福祉関係職員、教諭・養護教諭を対象に、ロールプレイを用いた参加型の実践的なワークショップを実施した。

日時：令和4年8月3日、8月18日、10月5日、10月26日、11月18日

参加者：15人（8月3日）、16人（8月18日）、14人（10月5日）、16人（10月26日）、16人（11月18日）

講師：新島 怜子保健師、新藤 優果保健師、鈴木 紋子保健師、鈴木 浄美保健師（こころの健康センター）

②群馬県版ゲートキーパー手帳の配布

上記研修会のテキストとして群馬県版ゲートキーパー手帳を配布した。また、統

計情報を更新し、研修を実施する保健福祉事務所、中核市等にデータの提供を行った。

配布部数：694部

③ゲートキーパーリーフレットの配布

簡易的な研修資材としてリーフレットを配布した。また、外国語（英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語）版のリーフレットを、ホームページに掲載した。

配布部数：300部

④ゲートキーパー講師養成研修

県や市町村だけでなく、産業保健分野においても広くゲートキーパー研修を開催できるように、講師を担える保健師等の職員を養成するため、オンライン（ZOOM）で研修を開催した。

開催回数：2回 参加者数：39人

⑤自殺予防講演会

自殺対策の推進及び充実を図るため、先進的な自殺予防対策に取り組んでいる講師による講演会を、群馬県自殺予防月間（9月）に開催した。

なお、新型コロナウイルス感染防止の観点から動画配信とした。

配信期間：令和5年9月1日（木）～9月30日（金）

開催方法：動画配信（YouTube 群馬県公式チャンネル「tsulunos」で限定公開）

参加者：238人（動画再生回数525回）

演題：「安心して悩むことができる地域づくり
～地域づくりで自殺を減らす～」

講師：秋田大学 自殺予防総合研究センター 副センター長
佐々木 久長 氏

6) 広報啓発

①自殺予防啓発リーフレットの作成及び県ホームページへの掲載

群馬県自殺予防月間（9月）や自殺対策強化月間（3月）等における啓発活動に使用するために、自殺予防啓発リーフレット「ひとりの命大切ないのち」を作成し、県ホームページへ掲載した。

また、県内市町村及び各保健福祉事務所等に周知し、活用を依頼した。

②自殺予防啓発事業の実施

ア 群馬県自殺予防月間（9月）

・群馬県庁2階県民センター情報発信コーナーで自殺予防啓発等に係るパネル展示や啓発物品の提供を行った。

期 間：令和4年9月15日（木）～10月13日（木）

- ・デジタルサイネージで若い世代に向けた自殺対策動画を放映した。

放映場所：群馬県庁県民駐車場、

関東財務局前橋財務事務所、前橋市、伊勢崎市、太田市、沼田市

期 間：令和4年9月15日（木）～9月30日（金）

イ 自殺対策強化月間（3月）

- ・群馬県庁2階県民センター情報発信コーナーで自殺予防啓発等に係るパネル展示や啓発物品の提供を行った。

期 間：令和5年2月15日（水）～3月15日（水）

- ・デジタルサイネージで若い世代に向けた自殺対策動画を放映した。

放映場所：群馬県庁県民駐車場、関東財務局前橋財務事務所、

前橋市、太田市

期 間：令和5年3月1日（水）～3月31日（金）

ウ JR東日本高崎支社と協働した活動

群馬県自殺予防月間（9月）および自殺対策強化月間（3月）に、高崎駅構内のトイレに「こころの健康相談統一ダイヤル」案内カードを配置し、相談窓口を周知した。

エ その他

新聞・FMラジオでこころの健康センター統一ダイヤルの周知等を行った。

9 ひきこもり支援センター事業

(1) 事業の目的

平成26年6月にこころの健康センター内にひきこもり支援センターを設置し、「ひきこもり相談専用ダイヤル」を開設した。ひきこもりに特化した第一次相談窓口を設け、相談窓口を明確化し適切な機関へつなげることにより、相談者の掘り起こしや、初期的な状況での支援によって、長期化や深刻な状態となる重度化の減少を目的としている。主に、相談支援、関係機関との連携、人材育成、情報発信について事業を行っている。

(2) センターの概要

名称：ひきこもり支援センター

開設：平成26年6月1日

場所：群馬県こころの健康センター内

時間：電話相談は月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（祝日、年末年始は除く）

来所相談は予約制

体制：ひきこもり支援コーディネーター（専任・嘱託）1人 *定数2人

保健師（兼務・正規）2人

(3) 事業実績

1) 相談支援

専任のひきこもり支援コーディネーターを配置し電話相談等に応じている。

相談内容に応じて、来所相談（保健相談・医師相談）や家族教室、他の適切な支援機関につないでいる。

①電話相談（ひきこもり支援センター分再掲）

ア 電話件数

	H30	R元	R2	R3	R4
実件数	226	289	279	302	254
延件数	459	528	639	625	488

イ 相談者内訳（延件数）

	H30	R元	R2	R3	R4
本人	72	65	105	88	88
本人以外	387	463	534	537	400

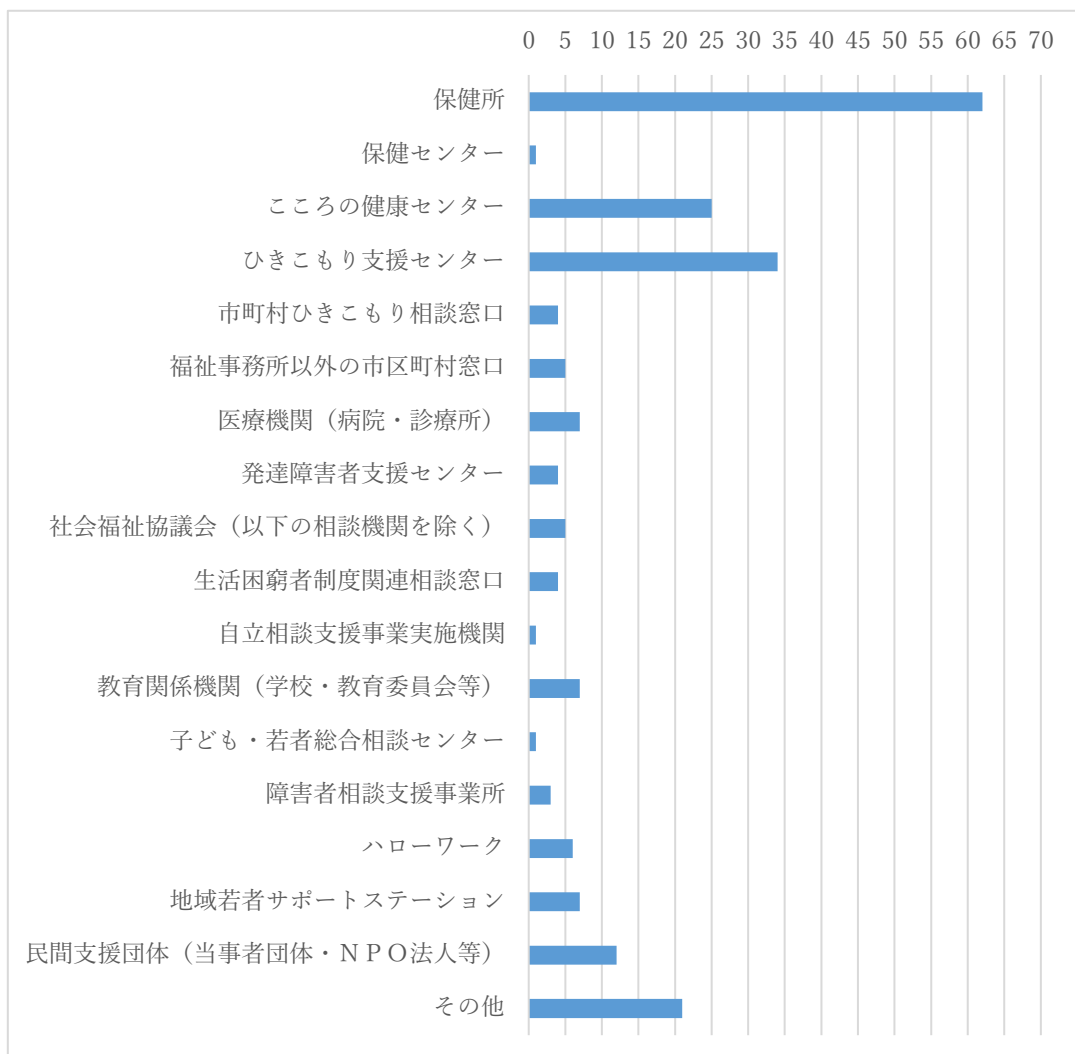
ウ 当事者性別（実件数）

	H30	R 元	R2	R3	R4
男性	137	192	173	199	171
女性	54	73	89	84	69
性別不明及び個別相談ではない	35	24	17	19	14

エ 当事者年代（実件数）

	10代未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	不明
H30	0	34	43	45	26	12	1	65
R 元	1	42	62	63	50	18	6	47
R2	0	41	71	39	35	21	7	65
R3	0	65	63	54	56	18	5	36
R4	0	54	59	54	26	23	5	33

オ 関係機関へつないだ件数（複数計上）



注：ひきこもり支援センターが精神保健福祉センターに配置されており、そのまま精神保健福祉センターで支援している場合は、精神保健福祉センター欄にカウント(厚生労働省統計に準ずる)

②来所相談（ひきこもり支援センター分再掲）

ア 来所件数（予約制）

	H30	R元	R2	R3	R4
実件数	46	35	38	50	46
延件数	66	53	87	69	80

イ 相談者内訳

相談者（延件数）

	H30	R元	R2	R3	R4
本人	19	21	30	14	44
本人以外（複数来所）	79	52	84	93	74

当事者性別（実件数）

	H30	R元	R2	R3	R4
男性	37	25	29	40	36
女性	9	9	9	10	10

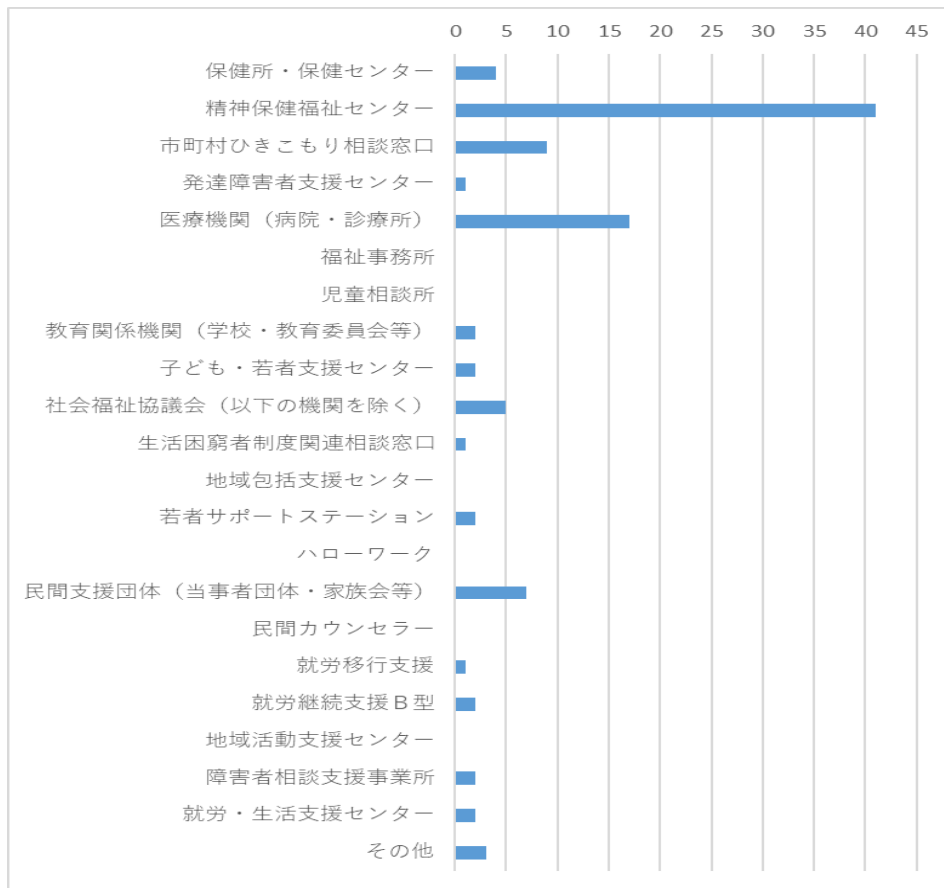
当事者年代（実件数）

	10代	20代	30代	40代	50代以上	不明
H30	7	17	20	1	1	0
R元	6	14	10	2	0	2
R2	9	23	14	3	2	1
R3	19	18	6	4	3	0
R4	11	15	12	6	2	0

ウ 対応（H30～：延件数）

	H30	R元	R2	R3	R4
情報提供	6	2	6	10	22
助言指導	32	12	37	30	12
傾聴	5	3	7	3	2
予約	9	7	25	21	26
関係機関へのつなぎ	14	29	12	5	18

エ 関係機関へつないだ件数（複数計上）



注：ひきこもり支援センターが精神保健福祉センターに配置されており、そのまま精神保健福祉センターで支援している場合は、精神保健福祉センター欄にカウント（厚生労働省統計に準ずる）

2) ひきこもりの家族教室

- 目 的** ひきこもりに関する知識や対応の工夫を学び、家族自身が気持ちのゆとりを持つ機会を提供する。
- 開 催** 原則第4木曜日 午後1時30分～4時
- 従 事 者** 精神科医師、保健師、精神保健福祉士（嘱託）、心理士（嘱託）
- 参加者数** 実33人、延129人（関係者見学：延11人）
- 場 所** こころの健康センター いこいのサロン
- 内 容** ひきこもりに関する知識や情報、声かけの工夫等を学ぶ情報提供型
- 備 考** 令和元年度下期にテキストを作成し、令和2年7月県ホームページに掲載、令和4年3月第2版に更新した。

日 程		内 容
上期	下期	
4月28日	10月27日	『ひきこもり』とは
5月26日	11月24日	『本人と家族の気持ち』『会話の工夫』
6月23日	12月22日	『関わり方の工夫』～こんなときどうする？～
7月28日	1月26日	『生活を豊かにする』
8月25日		外部講師による講話 厚生労働省群馬労働局太田公共職業安定所（ハローワークおおた）
	2月16日	外部講師による講話 KHJ群馬はるかぜの会

3) 関係機関との連携

①ひきこもり支援機関連絡協議会

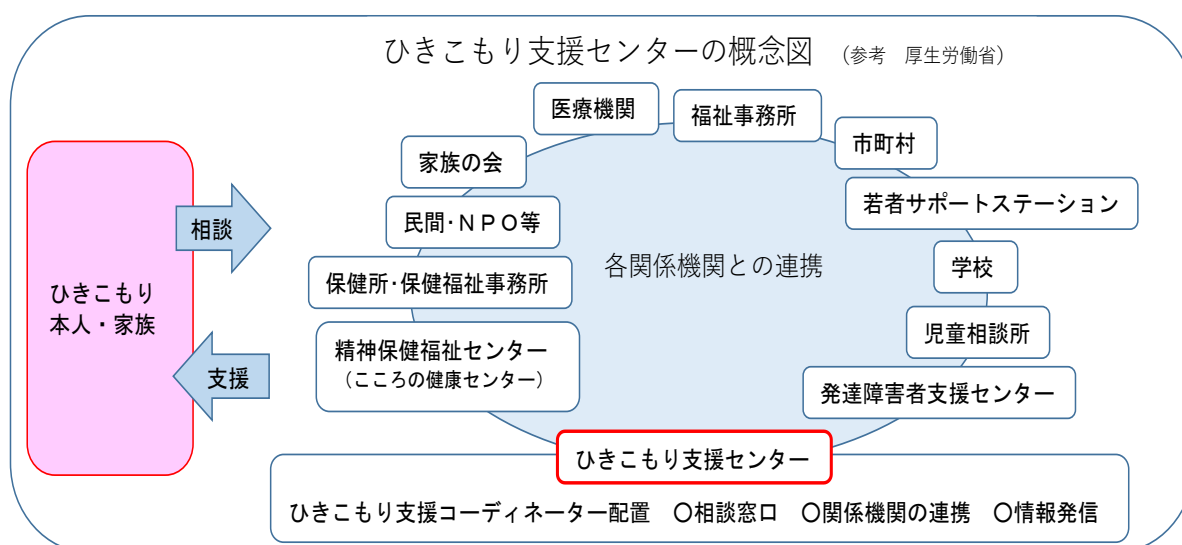
- ・既存の県子ども・若者支援協議会（代表者会議、実務者会議）を活用
- ・令和3年度実績を書面にて報告

②ひきこもりサポーターズ・ミーティング（関係機関との意見交換会）

- ・前年度試行的に2回開催したオンラインによる関係機関との意見交換会を偶数月定例開催とし6回実施。（詳細はP2トピックス参照）
- ・児童福祉・青少年課を含む県庁内関係部署、県社協、市町村、民間団体等参加

③講師派遣等

- ・出前なんでも講座：7件 参加者延べ301名
- ・邑楽郡民生委員児童委員協議会研修会：参加者175名
- ・みなかみ町重層的支援体制整備事業準備勉強会：参加者40名
- ・家族教室や家族のつどいに関する派遣：県社協2件、安中市1件、玉村町1件



4) 人材育成

①ひきこもり支援関係職員研修会（群馬県社会福祉協議会と共催）

- ・日時：令和4年9月9日（金） オンライン形式（Zoom）
- ・内容：行政説明 群馬県障害政策課精神保健室
基調講演「ひきこもり支援におけるアウトリーチ」
メンタルコミュニケーションリサーチ 深谷 篤史氏
活動紹介 太田市役所社会支援課 太田 自子氏
情報交換 Zoomのブレイクアウトルーム機能を使用
- ・対象者：市町村行政、社協、福祉団体等ひきこもり支援関係職員
- ・参加数：①当日参加 36団体（54名）
②後日動画配信のみ視聴 54名

②ひきこもり講演会

- ・方法：Web開催（事前に申込みをした県民に対し、期間限定で配信）
- ・期間：令和4年12月12日（月）～令和5年2月28日（火）
- ・内容：「不登校・ひきこもりの親が幸せな理由」
- ・講師：NPO法人ワーカーズコープ北上笑いのたね事業所所長 後藤 誠子氏
- ・対象者：一般県民及び保健、医療、福祉、教育等関係機関の職員
- ・申込数：412名（動画再生回数1,028回）

5) 情報発信

- ①新聞、ラジオ、研修会等での広報活動
- ②ひきこもり支援センターのリーフレット配布
- ③メルマガ掲載（子ども・若者支援協議会）

10 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳交付申請のうち、診断書を添付して申請があったものについては月2回診断書を審査し、年金証書を添付して申請があったものについては、障害の種別・等級を年金事務所等に照会し、適当と認められるものについて手帳を交付した。

(単位：件)

		H30	R元	R2	R3	R4
申請		6,754	7,812	7,459	8,896	8,795
承認		6,696	7,739	7,373	8,746	8,636
承認内訳	1級	2,259	2,391	2,127	2,147	1,870
	2級	3,402	3,872	3,446	4,066	3,918
	3級	1,035	1,476	1,800	2,533	2,848
不承認		58	73	86	150	159
年度末時点の手帳保有者数 (診断書 + 年金証書)		13,105	14,412	14,953	15,980	17,044

11 自立支援医療費（精神通院医療）

自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定申請について、月2回、申請書等を審査し、適当と認められるものについて、自立支援医療受給者証（精神通院）を交付した。

(単位：件)

		H30	R元	R2	R3	R4
申請		28,549	30,261	23,171	33,519	34,243
認定		28,547	30,253	23,163	33,509	34,230
内訳	新規	4,146	4,222	3,684	4,529	4,751
	継続	20,642	22,174	15,916	24,468	25,128
	変更	3,759	3,857	3,563	4,512	4,351
不認定		2	8	8	10	13
年度末時点の認定者数		24,269	25,713	28,628	28,176	29,374

1 2 精神医療審査会

精神医療審査会では、精神科病院に入院中の者の人権擁護と適正な医療の確保のために、措置入院者及び医療保護入院者の定期病状報告並びに医療保護入院者の入院届の審査と、入院患者等からの退院・処遇改善の請求に関して審査を行っている。

(1) 退院請求等の受付

専用電話（退院請求専用電話）により精神科病院の入院患者やその保護者から、退院や処遇改善等の受付を行った。

①相談の内容 (単位 件)

年度		R 元	R2	R3	R4
合計 (A + B + C)		293	406	291	324
退 院 請 求 (A)	措置入院	22	27	24	30
	医療保護入院	107	161	125	161
	任意入院	28	11	15	19
	緊急措置入院	1	0	0	0
	形態不明	50	13	16	22
処 遇 改 善 (B)	他の入院形態への変更	1	5	0	4
	病棟異動及び隔離解除	11	2	5	8
	外出・外泊	1	0	0	0
そ 他 (主 な 訴 え) (C)	入院理由が納得できない	0	3	1	0
	病院職員の接遇態度への不満	10	20	4	7
	病院設備に対する不満	8	6	5	3
	主治医の変更希望等	1	4	1	0
	治療内容に納得できない	3	7	3	2
	入院が長期化している	0	0	0	0
	家のことが心配である	2	0	0	0
	入院費の不満	1	0	0	0
	審査会の問い合わせ	27	48	45	9
その他	20	99	47	59	

②相談者の入院形態 (単位 件)

年 度	R 元	R2	R3	R4
合 計	293	406	291	324
措置入院	27	50	29	33
医療保護入院	142	273	202	198
任意入院	37	16	25	41
緊急措置入院	1	0	0	0
形態不明	86	67	35	52

(2) 審査会委員数及び開催状況

精神医療審査会は、4つの合議体で審査し、各合議体の構成は次のとおりとなっている。合議体は、原則毎月第1水曜日・第3水曜日の月2回、当センター内において開催された。

(単位 人)

	委員数	法律家委員	学識経験委員	医療委員
第1合議体	5	1	2	2
第2合議体	5	1	1	3
第3合議体	5	1	1	3
第4合議体	5	1	1	3
合計	20	4	5	11
予備委員	—	—	2	6

審査回数	24
全体会議回数	1

(3) 定期の報告等に係る審査状況

審査件数は、措置入院者の定期病状報告が14件、医療保護入院者の定期病状報告が1,831件、医療保護入院者の入院届が3,469件であった。審査結果は全て「現在の入院形態が適当である」と判断された。

(単位 件)

年度	R元		R2		R3		R4	
	審査 件数	返戻 件数	審査 件数	返戻 件数	審査 件数	返戻 件数	審査 件数	返戻 件数
措置入院者の 定期病状報告	28	3	17	6	11	0	14	8
医療保護入院者の 定期病状報告書	1,458	57	1,891	309	1,894	232	1,831	245
医療保護入院者の 入院届	3,061	126	2,917	383	3,383	389	3,469	415
合計	4,547	186	4,825	698	5,288	621	5,314	668

注：上記表の審査結果は全て「現在の入院形態が適当」。意見聴取はなし（返戻後の再審査を含む）

(4) 退院・処遇改善命令請求に係る審査状況

年度内の請求受理件数は、退院請求が48件、処遇改善請求が2件、計50件であった。また、前年度の受理で繰越しとなった退院請求が3件あった。以上の合計53件のうち、請求の取下げや患者の退院により審査が行われなかったものを除いて、退院請求39件、処遇改善請求1件の審査が行われた。

審査結果は、「入院継続」36件、「他の入院形態への移行が適当」1件、「退院が適当」2件、「処遇改善が必要」1件であった。

年度		R元		R3		R3		R4		
内 容		退院 請求	処遇改 善請求	退院 請求	処遇改 善請求	退院 請求	処遇改 善請求	退院 請求	処遇改 善請求	
請求受理件数		37	0	46	1	56	1	48	2	
前年度からの繰越		8	0	1	0	5	0	3	0	
取下げ件数		6	0	9	0	10	0	4	1	
退院済件数		2	0	1	0	5	0	3	0	
審 査 結 果	退 院 請 求	入 院 適 当	33	—	31	—	42	—	36	—
		形 態 移 行	3	—	0	—	1	—	1	—
		退 院 適 当	0	—	1	—	0	—	2	—
	処 遇 改 善 請 求	処 遇 適 当	—	0	—	1	—	0	—	0
		改 善 必 要	—	0	—	0	—	1	—	1
次年度への繰越		1	0	5	0	3	0	5	0	

1 3 関係機関との連携

(1) 精神保健福祉業務連絡会議

中核市、県保健福祉事務所、県児童相談所、県発達障害者支援センター、県障害政策課に勤務する保健師等がこころの健康センターに参集し、精神保健福祉業務や児童思春期関連業務に関するそれぞれの取組を情報共有し、相互理解を深め、課題や問題点の検討を行った。

開催日	主な議題
第1回 令和4年 7月5日 (会場)	(1)精神科救急業務とアウトリーチ活動について (2)自殺対策について (3)依存症対策について (4)ひきこもり対策について (5)各保健福祉事務所における精神保健福祉業務について (6)関係機関からの情報提供
第2回 令和4年 9月29日 (会場)	(1)精神科救急業務について (2)措置入院者退院後支援における県外で措置入院となった 県内在住者の取扱いについて (3)各保健所における精神保健福祉業務について (情報交換及び困難事例の共有) (4)関係機関からの情報提供
第3回 令和5年 1月31日 (会場)	(1)こころの健康センターにおける事業実施状況について (2)各保健所における精神保健福祉業務実施状況について (3)関係機関からの情報提供 (4)研修の復命

(2) 群馬県精神保健福祉協会との連携

群馬県精神保健福祉協会は、県民の精神保健福祉の向上を図ることを目的に平成14年3月26日に設立された。県民と地域社会の「こころの健康づくり」の推進をめざし、精神保健福祉に関する知識の普及・啓発、精神障害者への理解を深めるための活動及び精神障害者の社会参加の推進などの活動を行っている。

こころの健康センターでは、以下の令和4年度事業について運営等支援を行った。

1) 定期総会・日本精神保健福祉連盟会長表彰等表彰式の開催

2) 県民こころの健康づくりセミナー

開催日・会場 令和4年5月14日(土)・オンライン開催

基調講演 「県立精神医療センターの役割～現在とこれから～」

講師 群馬県立精神医療センター院長 赤田 卓志朗 氏

3) 理事会開催(年間3回)

4) 精神保健福祉協会だより発行(年1回)及び協会ホームページの運用

5) 若者のメンタルヘルス教育(出前講座)

※こころのふれあいバザー展は中止

(3) 群馬県社会福祉協議会との連携

ひきこもり対策における支援者向け研修を共同開催。役割分担を行い、効率的な業務遂行に努めた。

(4) 群馬県精神障害者社会復帰協議会との連携

群馬県精神障害者地域移行支援事業を受託した群馬県精神障害者社会復帰協議会と、地域移行支援事業フォーラム(オンライン)を令和3年度より共同開催している。

第2 精神科救急情報センター業務

1 精神科救急情報センターの活動

平成 16 年 1 月から、精神科救急情報センターが設置され、県内の精神保健福祉法第 23 条通報から法第 26 条の 3 の通報・届出までを一括して受理し対応している。

特に法第 23 条通報においては、24 時間体制となっている。

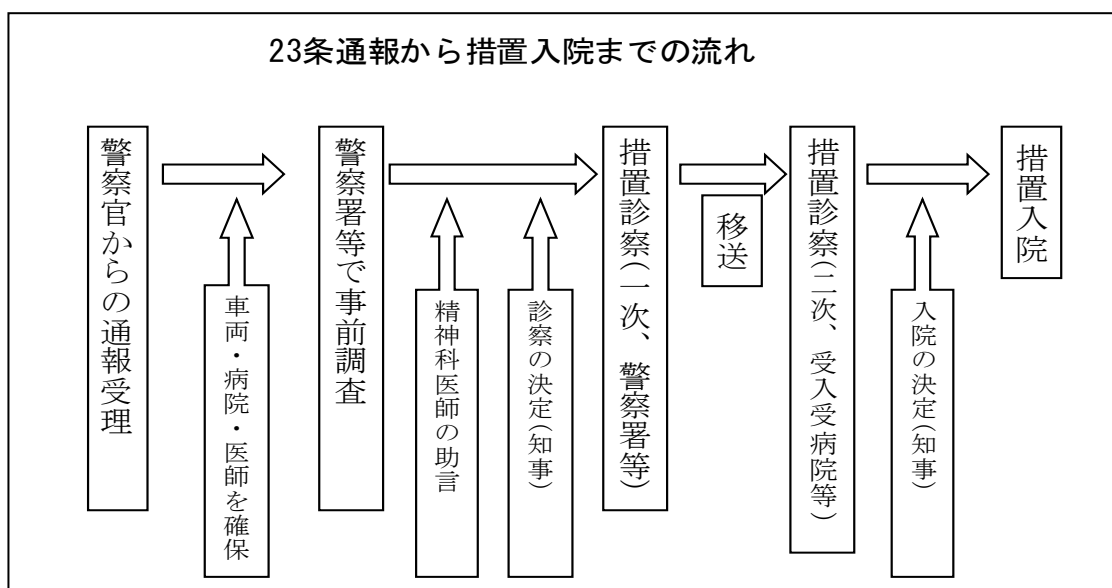
また、通報対象となるような地域の処遇対応困難者に対して、地域生活の安定と再度の通報の予防を目的に、各保健福祉事務所・中核市等と連携し地域支援活動として「精神科アウトリーチ活動」を実践している。この活動により、生活支援の届かなかった精神障害者に地域ケアを行うことで、行政サービスの徹底を図っている。

2 精神科救急情報センターの体制

- (1) 24 時間体制で職員が通報等に対応する。
- (2) 日中から夜間帯(8:30~22:00)は、23 条通報に、保健師 1 人、事務職員 2 人が通報のあった警察署等に出向き事前調査を行い、措置診察の要否決定を経て措置診察・立会いを実施している。
- (3) 深夜帯(22:00~翌朝 8:30)は、職員が通報受理から診察の手配まで電話で対応し、移送は警察官の協力を得て行っている。
- (4) 通報対象者の移送は、タクシー会社(複数)と委託契約し、委託車両(10 人乗りのワゴン車)により行っている。(職員同乗)
- (5) 移送業務については、県立精神医療センター看護師又は警察官 0B(会計年度任用職員)の計 2 人の協力を得ている。

3 精神科救急情報センターの主な業務

- (1) 精神障害者の措置入院のための移送業務
 - 1) 通報等の受理
 - 2) 事前調査の実施(警察署等に出向いて面接(深夜帯は電話調査))
 - 3) 精神科医師の助言
 - 4) 措置診察の精神保健指定医・受け入れ医療機関の確保
 - 5) 措置診察の実施・立会い
 - 6) 被通報者の移送(委託車両による)
 - 7) 行政措置の執行



(2) 精神科アウトリーチ活動の実践

困難事例や再通報の可能性のある事例に対して、精神科アウトリーチ活動（地域支援活動）を行っている。アウトリーチ活動は、相談・訪問・支援会議等により、保健福祉事務所等と連携のもとに実施している。

(3) 精神科救急情報センター事例検討会議

県内精神科病院と精神科救急業務について情報を共有し相互理解を深めるとともに、精神科救急業務における課題や問題等を検討し、地域精神保健福祉業務の充実及び円滑な推進を図るもの（詳細は53頁に記載）。

4 精神科救急情報センター業務の実績

(1) 移送業務

令和4年度は、通報等総数583件のうち、警察官の通報(23条)が最も多く、498件(85.4%)で、次いで、矯正施設の長の通報(26条)が63件(10.8%)、検察官の通報(24条)22件(3.8%)の順になっている。一般人の申請(22条)、保護観察所の長の通報(25条)、精神科病院管理者の届出(26条の2)及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る通報(26条の3)は0件であった。

1) 申請・通報・届出の時間帯別発生状況

(単位：件)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	
申請・通報・届出 全体		583	658	583	
23条 (旧24条)	小計	487	536	498	
	平日	日中	162	161	148
		夜間	81	89	115
		深夜	98	108	77
	休日	日中	72	76	67
		夜間	40	49	39
		深夜	34	53	52
24条 (旧25条)		33	49	22	
26条		63	72	63	
26条の2		0	1	0	

注：23条通報のみ、詳細の内訳を示す。

「休日」：土日・祝日法による休日・年末年始の休日

「平日」：「休日」以外 「日中」8:30～17:15

「夜間」17:16～22:00 「深夜」22:01～翌8:29

表頭の期間において発生しなかった通報等は、表側から省いている。

令和4年度の申請・通報・届出全数のうち、法第27条第1項の規定による事前調査の結果により、措置診察を実施したものが315件で通報総数583件の54.0%であった。

また、措置診察を実施し措置入院となったものは88件で、緊急措置入院後、診察により措置入院になった41件を合わせると129件となり、全通報件数の22.1%であった。措置診察（緊急措置診察含む）にて措置不要と判断され医療保護入院となったものは85件で、緊急措置入院後、医療保護入院となった34件と合わせると119件となる。緊急措置入院後、入院とならなかったもの11件、措置診察（緊急措置診察含む）を実施し、入院とならなかったものは50件であった。

入院病院は、入院した総数254件のうち、県立精神医療センターへの入院が182件(71.7%)、その他の病院は72件(28.3%)であった。

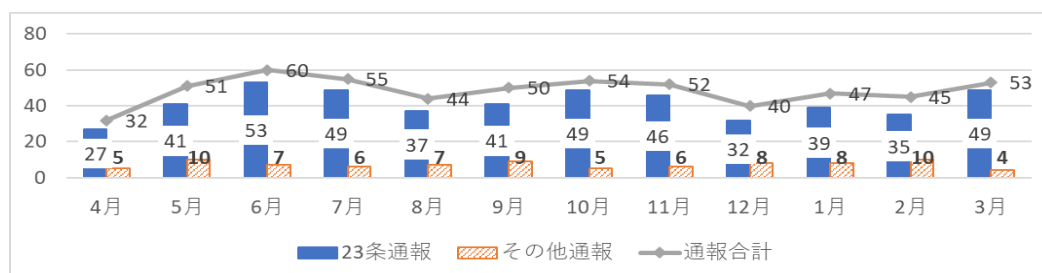
2) 措置診察の実施状況及び措置診察の結果

(単位：件)

区分		令和2年度			令和3年度			令和4年度			
		23条	その他	小計	23条	その他	小計	23条	その他	小計	
措置診察実施	措置入院	県立病院	63	5	68	68	8	76	54	5	59
		民間病院	67	13	80	51	22	73	64	6	70
		小計	130	18	148	119	30	149	118	11	129
	医療保護入院	県立病院	137	0	137	133	0	133	117	0	117
		民間病院	17	3	20	11	3	14	2	0	2
		小計	154	3	157	144	3	147	119	0	119
	任意入院	県立病院	2	0	2	9	0	9	5	0	5
		民間病院	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	2	0	2	9	0	9	5	0	5
	応急入院	県立病院	1	1	2	0	0	0	1	0	1
		民間病院	0	0	0	1	0	1	0	0	0
		小計	1	1	2	1	0	1	1	0	1
	入院計	県立病院	203	6	209	210	8	218	177	5	182
		民間病院	84	16	100	63	25	88	66	6	72
小計		287	22	309	273	33	306	243	11	254	
帰宅・その他		115	13	128	95	5	100	55	6	61	
計		402	35	437	368	38	406	298	17	315	
措置診察不実施		78	59	137	163	83	246	187	67	254	
通報取下げ		7	1	8	5	1	6	13	1	14	
合計		487	95	582	536	122	658	498	85	583	

令和4年度 月別通報件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
23条通報	27	41	53	49	37	41	49	46	32	39	35	49	498
その他通報	5	10	7	6	7	9	5	6	8	8	10	4	85
通報合計	32	51	60	55	44	50	54	52	40	47	45	53	583



3) 23条通報年度別通報等の疾患診断 (ICD-10) 分類 (単位: 件)

	F0	F1	F2	F3	F4	F5	F6	F7	F8	F9	G40	その他	計
令和元年度	46	31	135	34	62	2	16	17	27	0	0	79	449
令和2年度	56	25	173	28	64	1	17	9	24	1	0	89	487
令和3年度	60	23	144	35	43	0	24	18	15	0	2	172	536
令和4年度	65	22	124	22	25	0	8	20	5	0	0	207	498

(注) 各コード内容

F0	器質性精神障害	F6	パーソナリティ障害
F1	精神作用物質使用による精神障害	F7	精神遅滞
F2	統合失調症・妄想性障害	F8	心理発達障害
F3	気分(感情)障害	F9	小児・青年期障害及び特定不能の障害
F4	神経症ストレス関連身体表現障害	G40	てんかん
F5	生理的障害等に起因する行動症候群		

「診察不実施」は「その他」に含めている。

4) 23条通報となった自傷他害行為の内容 (単位: 件)

	自傷	他害								その他	計
		家庭内				家庭外					
		迷惑	物損	暴力	傷害	迷惑	物損	暴力	傷害		
令和元年度	140	71	19	40	19	132	9	15	4	0	449
令和2年度	141	92	18	73	14	2	124	11	12	0	487
令和3年度	186	76	29	73	5	135	10	20	2	0	536
令和4年度	175	49	11	80	5	130	18	27	3	0	498

(注) 自傷他害行為が複数の場合は、主たるもので計上した。

自傷は、自傷行為や徘徊及び異常体験により警察署に助けを求めたもの。

他害行為は、概ね同居している親族(内縁も含む)を家族内、それ以外を家族外とした。

迷惑行為は、暴言・威嚇など人に直接触れないもの、あるいは対物暴力で物の破損に至らないもの、特定の人に「死んでやる。」と言う場合等とした。

暴力行為のうち、概ね治療が必要な程度の負傷があったものを傷害とした。

通報時の自傷他害行為が複数の場合は、他害行為を自傷に優先し、対他人を対家族に優先させ、傷害、暴力、物損、迷惑行為の順に優先した。

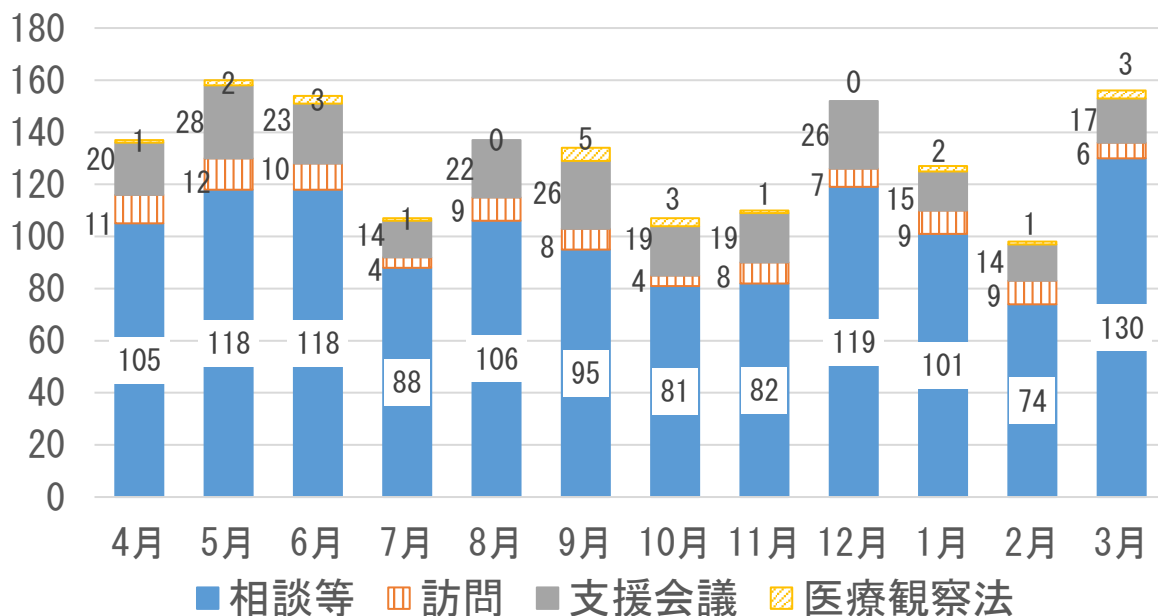
(2) 精神科アウトリーチ活動（相談・訪問・支援会議・医療観察法）

1) 年度×活動件数（平成17～令和4年度）（単位：件）

年度	相談等	訪問	支援会議	医療観察法
平成17年度	1,212	110	144	—
平成18年度	909	135	165	—
平成19年度	1,584	138	190	29
平成20年度	1,322	83	145	21
平成21年度	674	71	126	35
平成22年度	598	74	135	41
平成23年度	763	71	137	45
平成24年度	859	84	141	41
平成25年度	895	61	149	43
平成26年度	670	47	111	34
平成27年度	893	53	117	43
平成28年度	1,205	56	147	54
平成29年度	1,074	68	143	38
平成30年度	1,060	62	122	42
令和元年度	1,057	61	166	33
令和2年度	1,533	100	206	13
令和3年度	1,870	123	301	12
令和4年度	1,217	97	243	22

※平成16年1月19日から現行の精神科救急情報センターが稼働

令和4年度 月別アウトリーチ実施件数



(3) 精神科救急情報センター事例検討会議

- 1) 目的 救急移送の対応困難事例を通して、課題を抽出し検討することにより救急移送システムが円滑に機能するよう関係機関相互の調整を図る。
- 2) 構成員 群馬大学精神科教授、民間精神科代表（4病院）、前橋地方検察庁検事、弁護士会代表、県警本部生活安全企画課、市町村代表（2市）、消防代表、県立精神医療センター院長、保健所代表（2カ所）、群馬県庁保健師会代表、障害政策課（課長）、こころの健康センター（所長・精神保健主監）、こころの健康センター所長が特に認める者 計20人

3) 開催状況

	開催日	事例の内容
第1回	令和4年 6月9日	触法精神障害者の対応における医療・司法・福祉の役割について
第2回	9月15日	身体科救急病院から始まる23条通報
第3回	11月17日	外国人夫妻が同時通報となり、違法薬物使用が疑われた事例
第4回	令和5年 2月16日	殺人や自殺をほのめかす思春期事例に対して福祉・司法・医療のできるこ

(4) その他（関係機関との連絡調整会議等）

1) 医療機関（県立精神医療センター、三枚橋病院及び群馬病院）との調整会議

- ①目的 安全で円滑な移送業務の推進を図るため、県内精神科三次救急の受け入れ先であり移送の協力体制を構築している県立精神医療センター、三枚橋病院及び群馬病院の関係職員並びに障害政策課精神保健室関係職員と、措置移送業務全般について協議する。

②開催内容

開催日	主な議題	出席者
令和5年 1月11日	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型コロナウイルス感染症陽性者及び濃厚接触者の措置移送ケースについて 2 法第34条移送について 3 インシデント・アクシデントについて 4 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度申請・通報・届出件数等について ・令和4年度申請・通報・届出件数等について（11月末まで） ・特定のグループホーム入所者の法第23条通報について 	20人

2) 精神科救急業務検討会

①目的 県内精神科病院と精神科救急業務について情報を共有し相互理解を深めるとともに、精神科救急業務における課題や問題等を検討し、地域精神保健福祉業務の充実及び円滑な推進を図る。

②出席者 精神科病院地域精神保健福祉担当職員
障害政策課精神保健室関係職員

③開催内容

	開催日	主な議題	出席者
第1回	令和4年 10月19日	1 情報提供 ・精神科救急業務に関するセンターの実績について ・措置入院者退院後支援の実施状況について ・県内におけるひきこもり対策の現状について ・自立支援医療及び精神保健福祉手帳申請に係る事務手続きについて 2 意見交換 各医療機関における支援会議の取組について	29人
第2回	令和5年 3月9日	1 情報提供 ・精神保健福祉法改正について（病院ワーカーに知っておいてほしいこと） ・精神科救急医療システムにおける夜間・休日輪番制等について ・自立支援医療及び精神保健福祉手帳申請に係る事務手続きについて 2 報告及び意見交換 ・精神障害者の居住支援について	39人

3) 刑務所との地域連携情報交換会

①目的 矯正施設の長からの通報による精神科救急業務の円滑な推進を図るとともに、出所後の地域支援を円滑に行えるよう連携を強化する。
(平成30年度から開催)

②出席者 前橋刑務所処遇部企画部門分類担当職員
精神科救急情報センター職員

③開催内容 新型コロナウイルス感染症のため書面開催

開催日	主な議題	出席者
令和5年 3月9日	1 事例検討 2 対象者の情報提供内容等について 3 法第26条通報にかかる通知について 4 法第26条通報対象者となる者の基準について 5 刑務所における精神科医療について 6 帰住地・引受人未定者等について 7 地域生活定着支援センターについて 8 令和3年度及び4年度(12月末まで)申請・通報・届	書面 開催

	出件数等について	
--	----------	--

4) 検察庁との情報交換会

①目的 24条通報の対応を行う精神科救急情報センター職員、起訴の対応にあたる検事及び副検事、社会復帰や再犯防止の対応を行う捜査官、それぞれの業務について情報交換や意見交換を行うことにより、対象者の地域支援を円滑に行えるよう、連携を強化する。(令和元年度から開催)

②出席者 前橋地方検察庁職員(検事及び副検事、捜査官)
群馬県地域生活定着支援センター職員
精神科救急情報センター職員

③開催内容

開催日	主な議題	出席者
令和5年 1月17日	1 精神保健福祉センターについて 2 精神科救急情報センターについて 3 24条通報対応について 4 検察庁からの質問・要望等	10人

(5) こころの健康センター新任者研修

業務の円滑な推進を図ることを目的に、異動により新しく配属された職員及び会計年度任用職員を対象に研修を実施した。

日程	主な内容	出席者
令和4年 4月5日 ～6日	○こころの健康センター・精神科救急情報センター業務について ○こころの健康センターの勤務体制 ○安全管理指針 ○庁舎管理 ○精神科救急情報センター業務の実際 ・DVD視聴 23条通報受理から出動まで ・業務マニュアル ・移送業務における通知等の書き方等 ・警察からの23条通報の受け方 ・事前調査票の作成について ・助言の受け方、決定の受け方、診察医への報告の仕方等 ・書き方のポイント ○通報対応時の新型コロナウイルス感染症対応フロー ○医療保護入院のための移送について ○インシデント・アクシデントについて ○センターDBについて ○質疑応答、感想	10人

5 措置入院者の退院後支援

(1) 経緯について

精神障害者が退院後にどの地域で生活することになっても、医療、福祉、介護、就労支援などの包括的な支援を継続的かつ確実に受けられるようにすることを目的とし、平成30年3月に厚生労働省が「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」を発出した。

このガイドラインを受け、本県では精神保健福祉法第23条から第26条の3に基づく通報・届出への対応を当センターで行っていることから、県精神保健室と当センターが中心となって検討を重ね、平成30年12月に「群馬県における措置入院者退院後支援実施要領（試行版）」を制定、試行を開始し令和元年10月から本格施行とした。

対応の詳細は以下のとおり。

時 期	概 要
平成30年3月	厚生労働省がガイドラインを発出
4月	厚生労働省が自治体向け説明会を開催
5～6月	県精神保健室とこころの健康センターで対応方針を協議
7月	保健福祉事務所及び中核市担当者へ基本的な対応方針を説明
8月	各精神科病院の相談担当者(P S W)に基本的な方針案を説明 各精神科病院へ調査*への協力を依頼 保健福祉事務所担当者と「退院後支援のあり方に関するワーキンググループ」を開催
10月	保健所長会、中核市、精神科病院協会等の関係団体へ対応方針を説明（県精神保健室）
12月	県実施要領制定、試行開始
令和元年10月	本格施行

※調査の概要：「退院後支援の対象者のイメージに係る参考調査」として、支援の必要性をより具体的に判断するため、臨床の立場から退院後に必要となる支援量が増大すると思われる措置入院者のイメージを聞いた

(2) 県実施要領の概要について

1) 支援対象者

措置入院者とし、緊急措置入院者は含めないこととする。

2) 本人の意向の確認

入院先病院は、本人が意向確認に応じられる状態になったと判断された段階で速やかに当センターに連絡を行う。当センターの地区担当者が、帰住先の保健福祉事務所・中核市の担当者とともに病院を訪問し、対象者の同意を得る手続きを行う。

3) 計画作成

計画作成は帰住先の保健福祉事務所・中核市と相談しながら当センターが行う。

4) 退院前の支援会議の開催及び計画の交付

入院先病院の協力を得て、当センター主催で退院前に支援会議を開催する。会議には本人及び家族、帰住先保健福祉事務所・中核市及び市町村の他、入院先病院、退院後に支援予定の通院先医療機関・相談支援事業所・障害福祉サービス事業所・訪問看護ステーション等の担当者の出席を求める。

退院前の支援会議で計画案等、困ったときの対処を確認し、必要に応じて修正を行った上で、計画等を本人・家族及び支援者へ交付する。

5) 支援及び計画の見直し

対象者が退院した後は、帰住先の保健福祉事務所・中核市が中心となって支援を行う。

6) 計画に基づく支援の終結

帰住先の保健福祉事務所・中核市は、計画の有効期間が満了する前の適切な時期に、可能な限り本人・家族及び支援者による支援会議を開催し、支援終結の妥当性について協議する。

7) その他

計画作成及び退院前の支援会議の開催まで、当センターで行うこととしているが、平成31年度からは中核市分は中核市で行っている。

(3) 令和4年度実績 (H30.12.25 施行)

- ・計画に基づく支援を行うことについて、説明した対象者 15名
- ・うち、同意した対象者 14名

管轄保健所	説明した対象者	うち同意した対象者
前橋市	3名	3名
高崎市	3名	3名
渋川	3名	2名
伊勢崎	1名	1名
安中	0名	0名
藤岡	1名	1名
富岡	0名	0名
吾妻	1名	1名
利根沼田	0名	0名
太田	1名	1名
桐生	0名	0名
館林	1名	1名
県外	1名	1名

IV 学会発表・調査研究

1 学会発表等

令和4年度中に発表を行った主な各種学会等は次のとおりである。

(1) 佐藤浩司

群馬県の精神保健医療福祉の歴史・拾遺

第57回(公社)日本精神保健福祉士協会全国大会・第21回学術集会

記念企画シンポジウム

「メッセージ、今、ぐんまから～群馬に於ける精神保健医療福祉の歩み～」

(高崎市 2022.9)

(2) 三浦侑乃、堀井優也、長濱萌、深澤早百合、武者喜久、内田麻衣、秋山昌子、 草野建祐、大館実穂、佐藤浩司

「地域の依存症支援 ～病院にいた時は知らなかったこと～」

第46回群馬精神医学会(前橋市 2022.10)

(3) 畠山結衣 前田智恵美、吉田茉以、高橋理恵、大館実穂、永井佳美、佐藤浩司

ひきこもり支援における関係機関との連携体制の構築に向けた取り組み

～サポーターズ・ミーティングの立ち上げから1年が経過して～

令和4年度群馬県地域保健研究発表学会(前橋市 2023.3)

V 実習・視察

1 実習及び視察等一覧

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に留意するとともに、令和2年度に作成した実習用動画を活用しながら、地域保健実習の協力、実地研修等として医学生、研修医等を受け入れた。

(1) 実習・研修受入れ実績

区分等	期間	日数	実人数
群馬大学医学部医学科3年生 公衆衛生学見学実習	R4.6.13	1	14
群馬大学医学部医学科5年生 臨床実習（地域保健実習）	R4.7.19～7.21	3	1
初期臨床研修医（各人1日）	R4.6.14、8.25、11.4 R5.2.16	4	4
前橋地方検察庁司法修習生等 視察実習	R4.8.4	1	20
群馬県立精神医療センター 新人看護師研修	R4.12.7	1	2

(2) 実習用動画

- ①視聴者 群馬大学医学部医学科4～5年生・臨床実習（精神科神経科）93人
群馬県立精神医療センター 初期臨床研修医師 42人

②DVDコンテンツ【R2年度作成版】概要（約2時間）

項目	内容	担当
地域における精神保健福祉医療の概要	精神医療の歴史	所長
	精保センターの歴史の中の位置づけ	
	精神科救急情報センターの歴史と成立	
	当センター業務の概要	
所内医師業務の概要	精神医療審査会	所内医師
	自立支援医療と精神障害者保健福祉手帳	
	所内相談、地域支援、関係機関医学相談、講演	
	措置診察	
所内案内	精神科救急対応の実際、一連の流れ（動画）	所内医師
	各室の概要、医師業務の実際（審査会、自立支援、手帳、精神科救急）	
保健師活動の概要	当センターにおける保健師活動	保健師
	救急対応、事後対応、アウトリーチ活動	
	依存症相談拠点、ひきこもり支援センター、自殺対策推進センターの概要	

VI 公表資料・印刷物

1 公表資料・印刷物一覧

令和4年度中に作成した公表資料・印刷物は下記のとおりである。

- | | |
|------------------------------|-------|
| (1) こころの健康センター相談のご案内 | ・・・64 |
| (2) ひとりの命大切ないのち（リーフレット） | ・・・66 |
| (3) こころの健康相談統一ダイヤル案内カード | ・・・68 |
| (4) こころの健康相談統一ダイヤル啓発ふせん | ・・・68 |
| (5) 知っていますか？子どものゲーム ネット依存のこと | ・・・69 |

群馬県こころの健康センター相談のご案内

こころの健康センターでは、県民のみなさまからのこころの健康に関する相談(精神保健福祉相談)に応じています。
(相談は秘密厳守で行います)

面接相談(完全予約制)

申込ダイヤル 027-263-1156

- 依存症、思春期、ひきこもり、自死遺族に関する面接相談を行います(相談料はかかりません)。
- 電話で事前に相談内容をおうかがいし、必要な方に相談日を予約していただきます。
- ひきこもり面接相談の予約は、ひきこもり支援センター(027-287-1121)へおかけください。

電話相談

相談ダイヤル 027-263-1156

相談は月曜日～金曜日の9時～17時(祝日及び年末年始を除く)

- 電話で相談内容をおうかがいし、医療機関のご案内、受診方法を助言します。相談内容により、適切な相談機関をご案内します。
- 電話でのカウンセリングや継続的な相談はお受けしていません。
- 相談が集中した場合、電話がつながりにくいことがありますので、ご了承ください。
- ひきこもりに関するご相談は、ひきこもり支援センター(027-287-1121)へおかけください。



メール相談

メールアドレス kokoro@pref.gunma.lg.jp

- メールで相談内容をおうかがいし、適切な相談機関をご案内します。
- 相談は群馬県在住の方に限り、お一人1回限りのご利用とさせていただきます。
- 緊急性のあるもの、継続的な相談、カウンセリングについては対応していません。
- 相談は24時間受信していますが、返信は1～2週間程度かかります。2週間経過しても返信がない場合には、相談ダイヤル(027-263-1156)へお問い合わせください。
- 当所からの返信が受信できるよう、機器の設定環境をご確認ください。

ご相談の際は、以下の項目を明記して送信してください。

- ・ 件名は「相談希望」
- ・ 返信先アドレス
- ・ 相談者の年齢、性別、お住まいの市町村
- ・ 相談内容(具体的かつ簡潔にまとめてください)

各種支援事業

依存症家族教室

アルコールや薬物、ギャンブル等の依存症のある方のご家族を対象とした教室です。ご家族が依存症について正しい知識を持つことで元気を取り戻し、本人を回復につなげることができるよう家族支援プログラムを実施しています。

参加ご希望の方は、事前に**申込ダイヤル (027-263-1156)** からお申し込みください。面接・相談の後に教室をご案内しています。

ぐんま〜ぶ(依存症再発防止プログラム)

アルコールや薬物、ギャンブル等の依存症当事者を対象としています。依存症から回復するためには、依存症を知り、再使用しなくて済む方法を身に付けることが効果的です。ぐんま〜ぶでは、アルコールや薬物、ギャンブル等のない生活を送り続けたいと願う方を対象にテキストを使った再発防止プログラムを実施しています。

参加ご希望の方は、事前に**申込ダイヤル (027-263-1156)** からお申し込みください。面接・相談の後にプログラムをご案内しています。

自死遺族交流会

大切な人(家族・婚約者・親しい友人など)を自死で亡くした方々が、匿名で安心して思いを語り合える会です。参加ご希望の方は、事前に**申込ダイヤル (027-263-1156)** からお申し込みください。面接・相談の後に会をご案内しています。

ひきこもり家族教室

ひきこもりとは自宅などに閉じこもることが多くなり、人との関わりや社会参加が困難になっている状態をいいます。教室では、ひきこもりに関する知識や情報、本人への関わり方の工夫などを学びながら、ご家族自身の気持ちにゆとりを持っていただく機会としています。

参加ご希望の方は、事前に**ひきこもり支援センター (027-287-1121)** からお申し込みください。

面接・相談の後に教室をご案内しています。

交通のアクセス

※「群馬県勤労福祉センター」向かいにあります。

■自動車をご利用の場合

- ・前橋市街地から
国道50号線を桐生方面に進み、「勤労福祉センター入口」信号を右折し、200m先左側。
- ・桐生方面から
国道50号線を前橋市街地方面へ進み、「勤労福祉センター入口」信号を左折し、200m先左側。

■電車をご利用の場合

- ・JR両毛線「前橋大島」駅下車。北口から徒歩約15分。
タクシー(のりばは南口)で約5分。

■バスをご利用の場合

- ・JR両毛線「前橋」駅北口から永井バス「東大室線」に乗車(4番のりば)。「勤労福祉センター入口」で下車し、徒歩約5分。
- ・JR両毛線「前橋大島」駅南口から永井バス「石関町学園中央循環線(前橋大島線)」に乗車。
「県勤労福祉センター東」で下車し、徒歩約5分。



群馬県こころの健康センター 〒379-2166 前橋市野中町368 TEL : 027-263-1166
FAX : 027-261-9912

群馬県こころの健康センター

で

検索

相談機関一覧

分類	窓口	電話番号	受付時間
精神保健	群馬県こころの健康センター (うつ、依存症、思春期等のこころの相談)	027-263-1156	9:00~17:00 (月~金)
	「こころの健康相談統一ダイヤル」(自殺予防の電話相談)	0570-064-556	9:00~22:00 (月~金)
	ひきこもり支援センター(ひきこもりについての相談)	027-287-1121	9:00~17:00 (月~金)
	《県保健福祉事務所及び中核市の相談窓口》		8:30~17:15 (月~金)
	渋川保健福祉事務所	0279-22-4166	利根沼田保健福祉事務所 0278-23-2185
	伊勢崎保健福祉事務所	0270-25-5066	太田保健福祉事務所 0276-31-8243
	安中保健福祉事務所	027-381-0345	桐生保健福祉事務所 0277-53-4131
	藤岡保健福祉事務所	0274-22-1420	館林保健福祉事務所 0276-72-3230
	富岡保健福祉事務所	0274-62-1541	前橋市保健所 027-220-5787
吾妻保健福祉事務所	0279-75-3303	高崎市障害福祉課 027-321-1358	
自死遺族	群馬県こころの健康センター(自死遺族の相談)	027-263-1156	9:00~17:00 (月~金)
心の悩み	群馬いのちの電話 (死にたい辛さを受け止めます)	027-221-0783	9:00~24:00 (毎日) 第2・4金 9:00~翌日9:00
	フリーダイヤル 自殺予防 いのちの電話	0120-783-556	毎月10日 8:00~翌日8:00
	いのちの電話ナビダイヤル ※群馬県以外のいのちの電話につながることもあります。 ※電話料金ががかかります。	0570-783-556	午前10:00~午後10:00
	連合群馬「ライフサポートぐんま」 (キャリア形成、仕事によるストレス・うつ病など)	0120-797-052	14:00~19:00 (木・土)
	よりそいホットライン	0120-279-338	24時間対応
労働	群馬県労働政策課、高崎及び太田行政県税事務所 「県民労働相談センター」	0120-546-010	9:00~17:15 (月~金)
	群馬労働局雇用環境・均等室「総合労働相談コーナ」	027-896-4677	9:30~17:00 (月~金)
	群馬産業保健総合支援センター (産業保健関係者、事業主、人事労務担当が対象)	027-233-0026	相談予約受付 8:30~17:15 (月~金)
	連合群馬「なんでも労働相談ダイヤル」(働くうえでの悩み)	0120-154-052	9:30~17:30 (月~金)
	働く人の「こころの耳電話相談」 (メンタルヘルス不調、ストレスチェック制度、健康障害防止対策など) ※発信者番号を通知して御相談ください。	0120-565-455	17:00~22:00 (月・火) 10:00~16:00 (土・日)
	働く人のメンタルヘルス相談 ※電話で事前に予約をしてください。	027-226-3008	相談予約受付 9:00~17:15 (月~金) 相談日 13:00~16:00 (第2・4火)
群馬県介護職員相談サポートセンター ※福祉・介護従事者(従事予定者含む)及びその家族が対象	027-226-0500	電話相談 10:00~16:00 (月・水・金)	
多重債務	関東財務局前橋財務事務所「多重債務相談窓口」	027-221-4495	8:30~12:00、13:00~16:30 (月~金)
	群馬弁護士会総合法律相談センター (法的トラブル、労働、犯罪被害に対しても対応)	027-234-9321	相談予約受付 9:00~12:00、13:00~17:00 (月~金)
	司法書士総合相談センター	027-221-0150	10:00~16:00 (月~金)
	群馬県消費生活センター	027-223-3001	9:00~16:30 (月~金) 9:00~12:00、13:00~16:30 (土)
法的トラブル	法テラス群馬(日本司法支援センター群馬地方事務所) (労働、多重債務、高齢者に対しても対応)	0570-078-320	9:00~17:00 (月~金)
	法テラス・サポートダイヤル	0570-078-374	9:00~21:00 (月~金)、9:00~17:00 (土)
犯罪被害	警察安全相談	027-224-8080 027-224-4356	24時間対応(上段のみ) 下段は女性相談者専用電話(女性のみ)で 8:30~17:15 (月~金)となります。
	法テラス群馬(日本司法支援センター群馬地方事務所) (女性、青少年・子どもに対しても対応)	0570-078-320	9:00~17:00 (月~金)
	公益社団法人被害者支援センターすてっぴぐんま	027-253-9991	10:00~16:00 (月~金)
	群馬県性暴力被害者サポートセンター(Saveぐんま)	027-329-6125	9:00~17:00 平日 17:00~翌朝 9:00、土日祝祭日は、全国 一斉コールセンターへつながります。
生活困難	各市町村福祉担当課	各市町村役場	
高齢者	地域包括支援センター	各市町村介護保険担当課	
男性	男性DV被害者電話相談	027-263-0459	12:00~13:30 (毎月第2・4水曜)
	ぐんま男女共同参画センター とらいあんぐるん相談室 「男性電話相談」	027-212-0372	13:00~16:00 (毎月第2・4日曜)
女性	群馬県女性相談センター	027-261-4466	9:00~19:30 (月~金) 10:00~17:00 (土) 13:00~17:00 (日) 年末年始、祝日を除く
	ぐんま男女共同参画センター とらいあんぐるん相談室 「女性電話相談」	027-224-5210	9:00~12:00、13:00~16:00 (火・水・金・日) 年末年始、祝日、月曜日が祝日(振替休日含む) の場合の火曜日は休みになります。
	前橋地方法務局「女性の人権ホットライン」 (セクハラやDV等の人権侵害)	0570-070-810	8:30~17:15 (月~金)
青少年子ども	群馬県総合教育センター「子ども教育・子育て相談」 (教育や子育てに関する相談)	0270-26-9200	9:00~17:00 (月~金) 9:00~15:00 (第2・4土曜)
	「24時間子供SOSダイヤル」 (いじめ問題やその他の子供のSOS全般)	0120-0-78310	24時間対応
	中央児童相談所「こどもホットライン24」 (児童虐待、子育て相談、心身の発達など)	0120-783-884 携帯電話からは 027-263-1100	24時間対応
	LINEを活用した「ぐんまこども・子育て相談」 ※HPのQRコードから「友だち追加」して御利用ください。	https://www.pref.gunma.jp/03/p08210002.html	9時~12時・13時~17時 (月~金)
	チャイルドライン(18歳までの相談窓口)	0120-99-7777	16:00~21:00 (毎日) 12月29日~1月3日休み
	チャイルドライン チャット相談	https://childline.or.jp/	第1・3水曜日・毎週木曜日・金曜日・土曜日 12月29日~1月3日休み
前橋地方法務局「子ども人権110番」	0120-007-110	8:30~17:15 (月~金)	

※受付時間欄に休日記載されていない窓口以外は、原則祝日、年末年始に受付は行っていません。

R4.4.1現在



ひとりの命 大切ないのち

全国では年間約2万人の方が自ら命を絶っています
その一人ひとり、かけがえのない大切な命です
あなたの身近に悩みを抱えている人はいませんか？

声をかけ、耳を傾け、そして相談を！

群馬県の自殺の現状

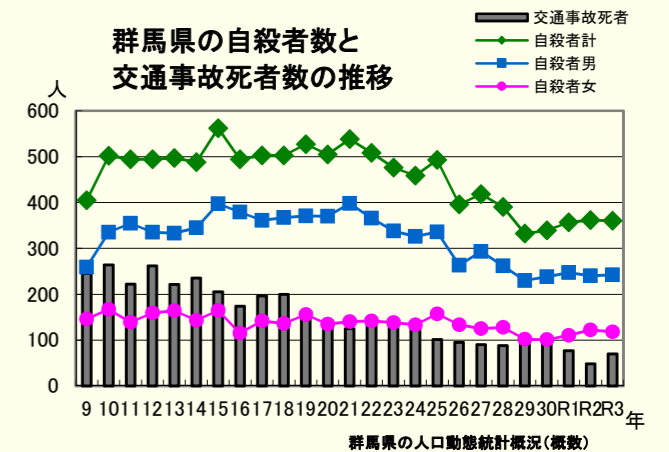
群馬県の自殺者数は平成15年の562人をピークに、おおむね右肩下がりの傾向でしたが、ここ数年は増加に転じています。

令和3年中の自殺者は360人(※)(男242人、女118人)で、ほぼ毎日おひとりの方が自殺で亡くなっていることとなります。
男女別にみると、男性が女性に比べて多い傾向があります。

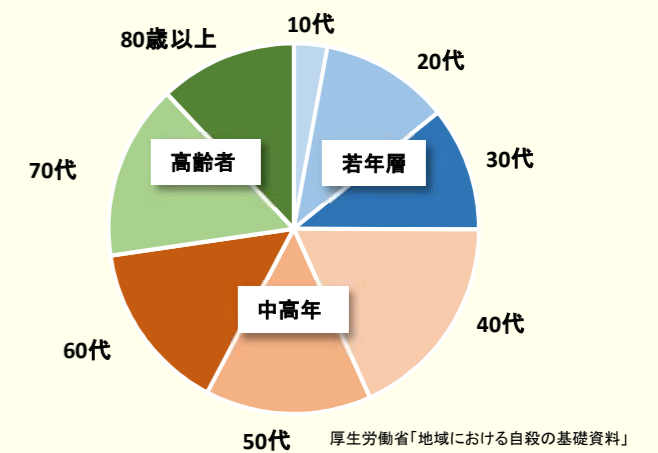
年代別にみると、40~60代の中高年が約半数を占めています。

10代~30代の若者は昨年より増加しており、ここ数年、10~30代の死亡原因の1位は「自殺」となっています。

※概数(R4.7公表)のため、確定数(R4.9公表)とは異なることがあります。



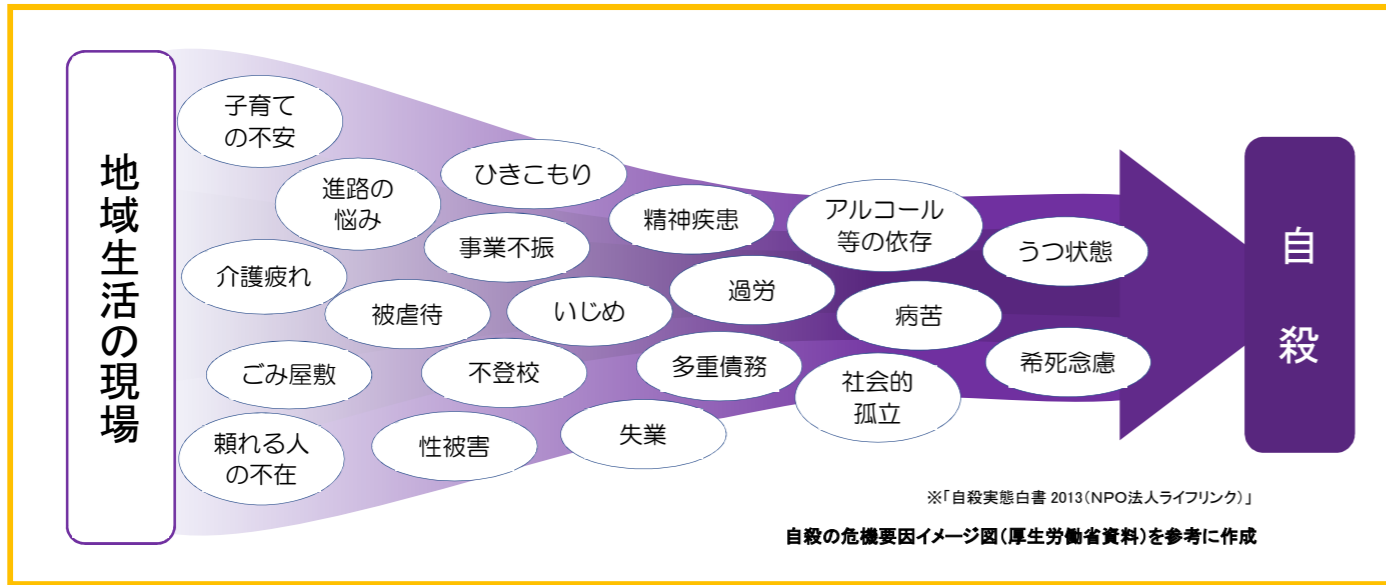
年代別自殺者数(H28~R3年合計)



群馬県こころの健康センター

自殺の原因

自殺はその多くが追い込まれた末の死です。
 背景には、こころの問題だけではなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、社会的孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。
 自殺は、「誰にでも起こり得る危機」です。

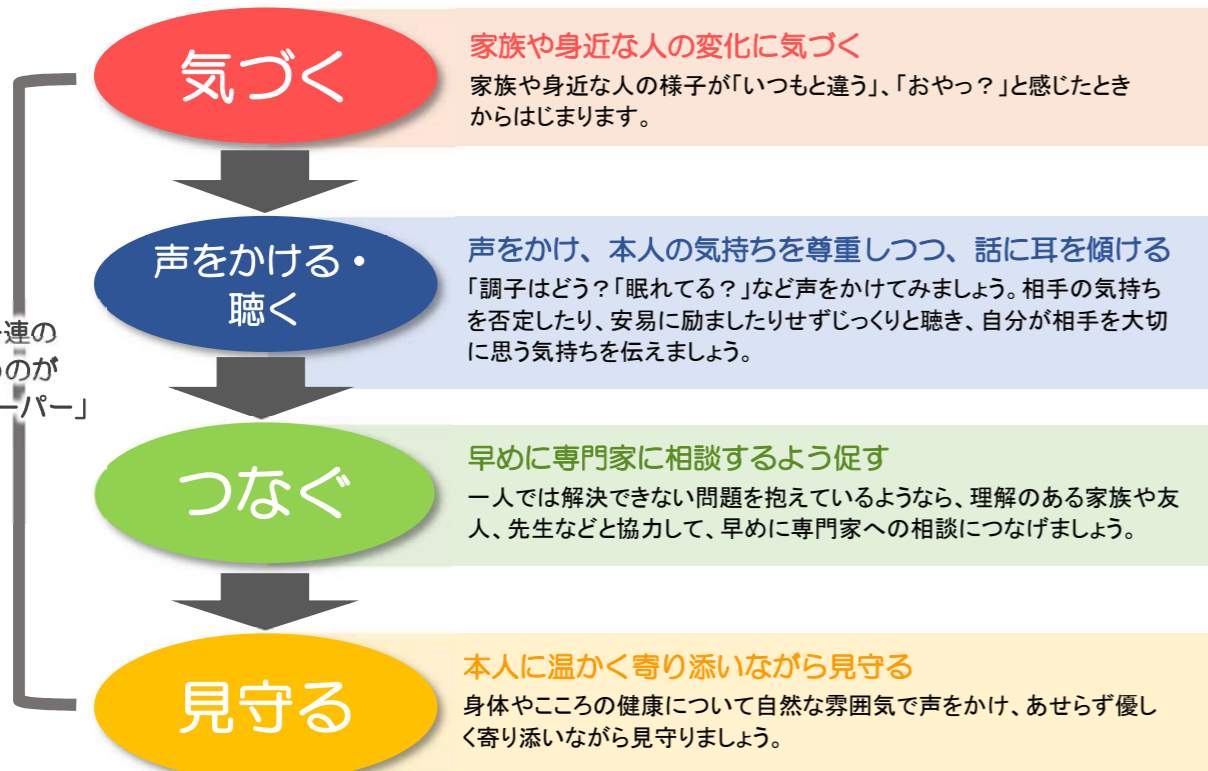


身近な人のこころのサインに気づいたら

自殺を考える人は、しばしばサインを示すことがあります

- 思い詰めた様子、うつ病のような症状が見られる。
- 以前より、表情が乏しくなった。身なりに構わなくなった。
- 他人との関わりを避ける。
- 最近、眠れていない。不安や不眠が原因で、飲酒量が増えている。
- 自殺をほのめかす。

※ これらの一連の支援を行うのが「ゲートキーパー」です。



うつ病って何？言葉は聞いたことはあるけれど…

人は悲しいことや大きな失敗を体験すると、気分が落ち込んだり、憂うつになります。多くは時間が経てば回復しますが、以下のような状態が2週間以上続き、日常生活に支障が出ている場合、うつ病の可能性あります。



《自分で感じる状態》	《周囲から見た状態》
● 悲しい憂うつな気分、沈んだ気分	● 以前と比べて表情が暗く、元気がない
● 何事にも興味がわかない、やる気が出ない	● 身なりに気を使わなくなった
● 食欲がない、よく眠れない	● 体調不良の訴えが多くなった
● 集中できない	● 仕事や家事の能率低下、ミスが増えた
● イライラして、落ち着かない	● よく眠れていないようだ
● 他人と関わりたくない	● 飲酒量が増えている
	● 人付き合いを避けるようになった

原因は悲しいことだけではなく、昇進、結婚、出産、進学、転居など、日常生活の様々なことがきっかけとなります。うつ病は治療により改善しますので、早めに医療機関(かかりつけ医、精神科、心療内科など)へ相談しましょう。

飲酒と自殺の関係

自殺で亡くなった人の3人に1人は、直前に飲酒していたことが分かっています。

飲酒は、以下のようなことから、自殺を後押しすることがあります。

- こころの視野を狭め、死にたい気持ちを高めてしまう
- 不満や不安などの感情から、自分を攻撃する気持ちになる
- 衝動性が高まって自分の行動がコントロールできなくなる

うつ症状がある人や自殺に傾いている人に、お酒をすすめてはいけません。



アルコール依存症による「こころ・体・生活への影響」から、命に関わることもあります。

アルコール依存症の自己チェックをしてみましょう

- ① お酒の量を減らさなければならなかったことがある。
- ② 飲酒を批判されて、腹が立ったり、いらだったことがある。
- ③ 飲酒に後ろめたさを感じたり、罪悪感を持ったことがある。
- ④ 朝酒や迎え酒を飲んだことがある。

アルコール依存症スクリーニングテスト GAGE

2項目以上あてはまる場合は、専門家への相談をおすすめします。

依存にならないためにできること

家庭内でルールを作る

家族みんなで話し合しましょう。一方的な押しつけはNGです。子どもだけではなく大人も守るようにしましょう。

<例>

- ・食事中はスマホを持たない
- ・就寝1時間前からはスマホやゲーム機をリビングに置く
- ・課金はお小遣いの範囲内にとどめる

使用状況を振り返る

今日一日、どのくらいゲームやスマホを使用したか、振り返りましょう。どんなときに使っているか、やるべきことをおろそかにしていないかなどを含めて振り返ることで、ゲーム・ネットとうまくつきあっていく方法を考えることができます。



ほかに楽しめるものを見つける

ゲーム以外にも、電子機器を使わずに楽しめるものがあるといいでしょう。ゲームが生活の中で最優先にならないように、他の時間も充実させるようにしましょう。

<例>

スポーツ、読書、料理 等



よくある質問

Q 子どもを受診させたいのですが、本人に行く気がありません。どうしたらよいでしょうか。

A 子どもがゲームのやりすぎによる問題を自分では認めていない場合、無理やり医療機関に連れて行っても、治療が継続しない場合が多いです。まずは家族だけで相談してみるか、子どもにとって医療機関よりハードルが高くない相談機関などにつながってみるのもよいかもしれません。

Q ゲームを一晩中しているので取り上げたら、子どもに暴言を吐かれました。どうしたらやめさせられますか？

A 依存している子どもから強制的にゲームやネットを取り上げると、暴言や暴力につながることがあります。これは、ゲームやネットがこころの支えになっているからです。そのことを理解し、やめさせることばかりに目を向けず、あいさつや本人のできているところを認めるコミュニケーションから始めてみてはどうでしょうか。

ご相談ください



群馬県こころの健康センターでは、ゲーム・ネット依存に悩む当事者やご家族から電話相談でお話をうかがい、適切な相談窓口を案内しています。お気軽にお電話ください。

群馬県こころの健康センター電話相談

☎ 027-263-1156

(平日9時～17時 年末年始除く)

知っていますか？
子どもの

ゲーム ネット依存のこと



群馬県こころの健康センター

ゲーム依存ってなに？

2019年にWHO（世界保健機構）がICD-11（国際疾病分類）にて新たに「ゲーム障害」という病気を定義しました。

- ① ゲーム時間をコントロールできない
- ② 何よりも優先してゲームをする
- ③ ゲームのやりすぎにより日常生活に支障が及んでいるにも関わらずゲームを続ける



様々な問題が出てくる

身体面

- やせ、肥満
- 視力低下
- 筋肉量低下、姿勢悪化

精神面

- 睡眠障害
- イライラ、不安、うつ
- 暴言、暴力



経済面

- 課金額が高くなる
- 親のお金を勝手に使う



社会面

- 遅刻、欠席、不登校
- 学力低下
- ひきこもり
- 家族との不和



家族の望ましい対応

強制的にやめさせることは逆効果

ゲーム・ネットが子どもの心の支えになっていることもあります。取り上げれば、本人は暴言や暴力で抵抗し、親子関係の悪化に繋がる可能性があります。

ゲーム・ネットをやめさせることだけに目を向けるのではなく、本人の気持ちや状況にも目を向けてみましょう。

子どもが興味をもっているものに一緒に興味を持ち、会話を増やす

まずは基本的なあいさつから始めましょう。返事がなくても、それを責める必要はありません。子どもがやっているゲームやネットの内容について調べたり、実際にやってみることで、本人と共通の話題ができます。

普段からコミュニケーションをすることは、ゲーム・ネット依存の予防にも繋がります。

本人を褒める・認める・感謝をする

小さなことでも、本人のできているところに気づいて、言葉で褒めましょう。

褒めすぎると嫌みに聞こえてしまうこともあるため、端的な言葉で伝えましょう。

<例>

- ・勉強がんばっているみたいだね、すごいね。
- ・お皿洗いしてくれてありがとう、助かるよ。

アイメッセージをうまく使う

「I（私）」を主語にしたコミュニケーション法で、相手を責めることなく、自分の気持ちを伝えることができます。

<例>

「夜遅いんだからゲームやめなさい！」
⇒「遅くまで起きていて、体にさわらないか（私は）心配だよ。」

本人・家族が相談できるところ



医療機関

家族のみで相談できる
医療機関もあります



精神保健福祉センター

群馬県こころの健康センター



自助グループ

ゲーム・ネット依存の当事者や家族でしかわからない悩みを共有することができます

案内図



交通案内

- ・ JR前橋大島駅北口から徒歩15分
- ・ JR前橋駅北口から永井バス
「東大室線」利用の場合
群馬県勤労福祉センター入口下車
徒歩3分

2022年度（令和4年度）
群馬県こころの健康センター所報
（第34号）

令和5年10月31日発行

編集・発行 群馬県こころの健康センター
群馬県前橋市野中町368
電話 027（263）1166
FAX 027（261）9912
ホームページアドレス
<http://www.pref.gunma.jp>
E-mail kokoro@pref.gunma.lg.jp